



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	唐代音韻史に於ける輕唇音化の問題
Author(s)	平山, 久雄
Citation	北海道大學文學部紀要, 15(2), 242-184
Issue Date	1967-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33318
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_PL242-184.pdf



唐代音韻史に於ける輕唇音化の問題

平 山 久 雄

唐代音韻史に於ける輕唇音化の問題

平 山 久 雄

- 1 輕唇音化
- 2 輕唇音化の音韻的条件
 - 2.1 Karlgren 氏の説明
 - 2.2 趙元任氏の仮説
 - 2.3 三根谷氏の韻母体系よりみた説明
 - 2.4 私見による説明
- 3 輕唇音化の音声学的原因
 - 3.1 奥舌主母音の役割
 - 3.2 拗介音の役割
 - 3.3 輕唇音化の音声学的原因に関する通説
 - 3.4 C類声母の口蓋化について
 - 3.5 輕唇音化の中間経過
- 4 輕唇音化の体系的原因
 - 4.1 C類>B類の韻母合流
 - 4.2 拗介音の音声的弱化
- 5 輕唇音の音韻的独立の年代
 - 5.1 慧苑音義
 - 5.2 敦煌毛詩音
 - 5.3 五經文字および慧琳音義
- 6 「脱輕唇音化」に関する諸問題
 - 6.1 「脱輕唇音化」
 - 6.2 河野博士の説
 - 6.3 「脱輕唇音化」の原因——「脱口蓋化」
 - 6.4 「脱口蓋化」の原因
 - 6.5 拗介音の脱落
 - 6.6 尤韻明母直音化の理由
 - 6.7 並母の「脱口蓋化」
 - 6.8 虞韻に於ける「脱口蓋化」不生起
 - 6.9 虞韻に「脱口蓋化」を生じた方言

唐代音韻史に於ける輕唇音化の問題

- 6.10 凡韻に「脱口蓋化」を生じた方言
- 6.11 鍾燭韻に「脱口蓋化」を生じた方言
- 6.12 東屋韻に「脱口蓋化」を生じなかった方言
- 6.13 尤韻に「脱口蓋化」を生じなかった方言
- 7 輕唇音化に伴なう拗介音の脱落
 - 7.1 完本王韻および敦煌毛詩音の状態
 - 7.2 慧琳音義の状態
- 8 非母と敷母の合流

本稿は当初、本紀要 14-3 (1966 年 3 月) pp. 左 3-243 所載の拙稿「敦煌毛詩音殘卷反切の研究 (上)」(序論・資料)〔以下本稿では「毛詩音 (上)」と略称〕に続くべき「敦煌毛詩音殘卷反切の研究 (下)」(本論)〔以下本稿では「毛詩音 (下)」と略称〕の一部として、敦煌毛詩音殘卷の反切に反映した輕唇音化の進行状態を記述するために構想されたものである。ところが書きすすめる中に、輕唇音化をめぐる諸問題について一般的に論じておかねばならぬ必要を各処に生じ、そのため思い切って独立の論文に仕立てることにした。便宜上「毛詩音 (下)」に先立って発表するのを諒とされたい。

1 輕唇音化

切韻 (601 年成書) に反映した 6 世紀末ごろの北方標準的方言 (切韻方言) の音韻体系では、labial の声母 (音節初頭子音) としては、兩唇閉鎖音の一系列しか存在しなかった。すなわち、

幫 /p-/ 滂 /pʰ-/ 並 /b-/ 明 /m-/

の四母がそれである。ところが唐代 8 世紀ごろになると、これら兩唇閉鎖音の中から、唇齒摩擦音の一系列が分化した。すなわち、

非 /f-/ 敷 /fʰ-/ 奉 /v-/ 微 /m/

の四母がそれである。伝統的な中国の音韻学では、兩唇閉鎖音の声母を「重唇音」と呼び、唇齒摩擦音の声母を「輕唇音」と呼ぶ。そしてわれわれは、これらの名称に従がい、輕唇音の重唇音からの分化を「輕

唇音化」と呼びならわしている。

本稿は、軽唇音化に関するさまざまな問題について、筆者の今日までに得た見解を記し、大方を批判を仰ぐものである。但し考察の時代を大体「慧琳音義」までに限ることとする。

2 軽唇音化の音韻的条件

2.1 Karlgren 氏の説明

軽唇音化は次の諸韻に生じた；

東屋（三等）、鍾燭、微、虞、廢、文物、元月、陽藥、尤、凡乏
すなわち、これらの諸韻に含まれている唇音字（音節）は、原則として、その声母がやがて軽唇音に変化したのである。これら諸韻は、すべて拗音韻である。Karlgren 氏が軽唇音化の条件として挙げた二項⁽²⁾の中、

a) 声母が j 化 (yodisée) していること（韻図の三等にあること）
というのは、この点を指す。なお、条件 a) に関し若干の説明を加えよう。Karlgren 氏は、三等字の声母は多くの場合 j 化していると考ええる。すなわち、広韻の反切に於て、一、二、四等の婦字をあらわす反切と、三等の婦字をあらわす反切とでは、同一声母に対してで反切上字が区別して使われる傾向がつよい。Karlgren 氏はこの使い分けを、声母の j 化（三等）と非 j 化（一、二、四等）の差異によるものと解釈する。j 化とは口蓋化といってよいであろう。なおここにいる四等とは、われわれのいう直音四等に相当する。Karlgren 氏はその音価を拗音と推定したが、じつは直音であったと考えられる。⁽³⁾したがって、Karlgren 氏の条件 a) は単に“韻母が拗音であること”と言い換えてよいと思われるのである。但しじっさいは、ただこれだけでは不十分であって、韻母が拗音であることの外に、声母の口蓋化をやはり問題にしなければならない、というのが私の考えである。しかしいまは暫定的に上のように言い換えておく。⁽⁴⁾

ところで、韻母が拗音だというだけでは、輕唇音化の条件の記述としてなお不十分である。拗音韻であっても、次の諸韻には輕唇音化が生じなかったからである；

支，脂，祭，真質，仙薛，宵，庚陌（三等），清昔，蒸職，幽，侵緝，鹽葉

すなわち、これらの諸韻に含まれる唇音字は、輕唇音化を起さず、のちまで重唇音を保ったのである。そこで Karlgren 氏はこの点を説明するものとして、次の条件 b) を挙げる；

b) 声母の後に u (w) が続くこと。

これは、Karlgren 氏自身の言う如く“合口”と置きかえてよい。しかしながら、この条件 b) は妥当でないことがすでに言われている。すなわち、もし開・合に関する音節の minimal pair が唇音の場合にも存在し、その一方で輕唇音化が起り、他方で起らなかったならば、開・合は輕唇音化の条件として意味をもつであろう。しかしながら、唇音声母に続くとき韻母には開・合の対立が存在しないのである。また、唇音に続く場合の韻母が事実⁽⁶⁾に於て開・合いずれの音韻的系列に属するものであるかを、個々の韻について、反切下字の系聯から実証することも困難である。したがって、条件 b) を成り立たせるために、声母に輕唇音化を生じた場合の韻母を合口と推定し、それによって輕唇音化の生起を説明するという循環論に陥ることになってしまう。また更に、条件 b) によって説明できない例外をなす韻が若干存在する。すなわち、Karlgren 氏によれば合口でありながら輕唇音化を起さなかった例として庚陌韻、支韻、脂韻があり、開口でありながら輕唇音化を起した例として凡乏韻、尤韻がある。Karlgren 氏はこれら例外に対して説明を試みているけれども、十分成功したものとは認めがたい。ことに、脂韻・支韻の唇音音節例えば pj^hwi, pj^hwi^h で輕唇音化が起らなかったのに対し微韻の唇音音節例えば pj^hw^hei で輕唇音化が起ったことについて、母音の違いにその原因を帰しているのは、条件 b) の原

則を自ら崩したものといえるであろう。

§ 2.1 註

- (1) 韻の名称は広韻により(平・上声を欠く韻を除き)平声の韻目名を挙げて相配する上・去声の韻も兼ねあらわしめる。入声韻目名は別に掲げるが、相配する平声韻目名の後に附ける(「東屋」の如く)。
- (2) B. Karlgren “Etudes sur la phonologie chinoise” Stockholm 1915~1926 (以下 “Etudes” と略称) p. 554, 華訳本(高本漢著, 羅常培・李方桂・趙元任合訳「中国音韻学研究」長沙 1940, 上海 1948, 台北 1962) p. 417
- (3) 有坂秀世「カールグレン氏の拗音説を評す」(有坂秀世「国語音韻史の研究」東京 1957 増補新版 pp. 327-357 所収, もと 1937~1939) p. 354 ff. 参照。
- (4) 本稿 § 3.2 参照。
- (5) Etudes p. 555 ff. 華訳本 p. 417 ff.
- (6) Etudes p. 647 華訳本 p. 492

2.2 趙元任氏の仮説

趙元任氏はその論文 “Distinctions within Ancient Chinese” に於て, Karlgren 説の上述の如き缺陷を指摘した後, Karlgren 氏の条件 b) を主母音の性質によって置きかえる次のような仮説を提出した。⁽¹⁾⁽²⁾

“On the other hand, suppose we assume that, if a labial word has a high *i* and is further followed by a central (mixed) or a back vowel, which is usually associated with a retracted position of the jaw, then there will be a tendency for the lower lip to touch the upper teeth, thus resulting in dentilabials.”

すなわち, 介音として high *i* をもつ拗音がある上に, 中舌あるいは奥舌の主母音を韻母が含む場合に於て, 軽唇音 (dentilabials) が生じたとされるのである。ところで, この仮説を通すためには, 若干の韻について Karlgren 氏の推定音を改めなければならない。趙氏の意見では, 軽唇音化の生じた微韻 *iɛi* を *ɿɛi* と修正し, 軽唇音化の生じなかった幽韻 *iəu* を *ɿəu* と修正することについては, 音韻史の上でそれを支持する材料があり, 妥当であると認められる。しかしながら, 軽唇音化の生じなかった侵韻 *iəm* を *ɿəm* に, 蒸韻 *iəŋ* を *ɿəŋ* に各々改めるについては, 積極的な支持を他に見出しえないのが難点で

ある、更に輕唇音化を起さなかった庚韻（三等）*ieng* の音価を改めることは一層困難である。趙氏に従うと、輕唇音化のはじまる以前、唐代初期に、唐韻が *ieng* へと變化したと仮定しても、それと平行する變化が廢 *iei*, 元 *ien*, 凡 *iem* の諸韻に起らなかった理由を説明できない。またこの仮定を支持する材料も他に見出すことができないのである。このようなわけで、輕唇音化の条件に関する上引の仮説が完全には通らないことを趙氏は承認する。それにも拘らず上引の仮説を提出するのは、その内容が甚だ魅力的であり、他の学者がこの仮説の障害を打開することを望むからである、と趙氏は述べている。

§ 2.2 註

- (1) HJAS 5-3/4 1941 pp. 203-233
- (2) 上掲論文 p. 224
- (3) 以下、上掲論文 pp. 224-227 参照。

2.3 三根谷氏の韻母体系よりみた説明

本稿は若干の変更を加える部分の他、三根谷徹氏の音韻論的解釈にもとづいて、切韻音に関する論議を行なう。三根谷氏の解釈になる切韻の韻母体系⁽¹⁾では、庚韻（三等）に */-ian/* の位置が与えられ、趙元任氏の仮説への障害がこの点では除かれている。庚韻の属する梗攝諸韻の音価推定には複雑な問題が多いのであるけれども、庚韻（三等）を */-ian/* とする推定は、少なくとも音韻体系の面からは次のような支持がえられる。すなわち、三根谷氏の体系に於ける主母音 */e/* は拗音韻母にはあらわれないのであるから、庚韻（三等）は */-ien/* でなく */-ian/* であったと推定するのが妥当である。また、庚韻（三等）の唇牙喉音字は重紐B類の特徴を有したことが反切上字の上から証明される（次節参照）。三根谷氏の体系に於て重紐は前舌主母音を含む音節の特徴と解釈されるから、この点でも庚韻（三等）には前舌主母音を擬するのが妥当と見られるわけである。趙元任氏が難点の一つとした侵韻が三根谷氏の体系で */-iem/* とされているのも、侵韻が重紐を含む韻であることによって、体系上の支持が与えられるのである。

蒸韻は三根谷氏の体系で Karlgren 氏音価に沿って /-ianŋ/ と解釈されている。三根谷氏の体系によれば、軽唇音化は奥舌主母音 /a, ʌ/ を含む拗音韻に起った現象として、実質的に趙元任氏の仮説が貫通させられるかに見えるのであるが、蒸韻が主母音 /ʌ/ を含みながら軽唇音化を免れたことだけが、説明不可能な例外として取り遺されているのである。三根谷氏が蒸韻を /-ien/ と解釈されないのは、清韻 /-ien/ と舌・齒音声母の下で衝突するためであると考えられる。

蒸韻を /-ien/ と解釈した場合に生ずる清韻との衝突は、清韻を /-iaŋ/ の位置にもし移すならば回避することができる。庚韻三等 /-ian/ と清韻とは、重紐および声母に関して補い合う分布をなしている。すなわち、庚韻三等は唇牙喉音の B 類声母としか結合しないのに対し、清韻は唇牙喉音の A 類声母および舌・齒音声母と結合し唇牙喉音の B 類声母との結合を欠いている。したがって、庚韻三等と清韻をともに /-ian/ と解釈しても、音節としては衝突が起らないのである。三根谷氏もこの方途については十分考慮されたに違いない。それに拘らずこの方途を採用されなかったのは、趙元任氏の言う如く、蒸韻に前舌主母音を擬する積極的な根拠が他に見出されないことが、その理由の少くとも一つであったろうと推測される。

§2.3 註

- (1) 拙稿「毛詩音(上)」p. 9 参照。
- (2) 三根谷徹「韻鏡の三・四等について」言語研究 22/23, 1953, pp. 56-74
三根谷徹「中古漢語の韻母の体系」言語研究 31, 1956, pp. 8-21
- (3) 「中古漢語の韻母の体系」p. 16 の韻母表を参照。
- (4) 「中古漢語の韻母の体系」p. 15 註(1)を参照。

2.4 私見による説明

私見によれば、蒸職韻は声母および開・合を条件として、主母音 /e/ を含む場合と主母音 /ʌ/ を含む場合とに分かれていたと推定される。すなわち；

開・合		開	口	合	口
声 母					
唇 音		/i-ien, iek/			
舌 齒 音	正齒音二等				
	そ の 他	/i-ian, -iak/			
牙 喉 音				/iuek/	

なお、蒸職韻の /e/ 韻母は、唇牙喉音声母と結合するときは必ず B 類とのみ結合するので、A 類とのみ結合する清昔韻 /i-ien, -iek/ とは、音節としてはつねに区別され、衝突することがない。

上表の如き推定の根拠については、別稿に詳述した。⁽¹⁾以下には、唇音の場合に限って、概略的な説明を行なうに止めたい。広韻や完本王韻など切韻系韻書の反切では、唇牙喉音拗音の帰字をあらわす反切に⁽²⁾関して、帰字と反切上字の間に次の如き一種の選択がある。A 類とは、前舌主母音を有し、同時に重紐甲類（四等）の特徴を有する音節、B 類とは、同じく前舌主母音を有し、同時に重紐乙類（三等）の特徴を有する音節、C 類とは奥舌主母音を有する音節（この場合には重紐の対立がない）、但し A, B, C 三類とも、唇牙喉音の拗音音節に限っての分類である。

帰 字		上 字
A	→	A or C
B	→	B or C
C	→	C

すなわち、A 類帰字を示す反切には A 類または C 類の上字が用いられ、B 類帰字を示す反切には、B 類または C 類の上字が用いられ、C 類帰字を示す反切には C 類上字が用いられる、というのが原則となっている。なぜかかる選択が存するかというに、帰字声母と上字声母の間に、類によって一定する声母の音声的特徴に関して、適合・不適合の違いがあったためと推測される。すなわち、類の定義に伴う音韻的環境の違いに応じて、音韻論的には同一の声母であっても、音声的に

は互に異なる特徴を存していた。ことにその特徴の違いは、口蓋化の程度やニュアンスに関して明瞭にあらわれていたと考えられる。いま問題とする唇牙喉音拗音の帰字をあらわす反切に於て、帰字と声母口蓋化の音声の特徴があまり離れているような上字は、不適合なものとしてその使用が行なわれず、帰字とそれが同じか或はあまり離れていないような上字が、適合なものとして用いられたのである。口蓋化に関する声母の音声的特徴に関して、A類とB類とはもっとも離れており、従って互に上字・帰字の関係に立つことがない。C類はA類とB類の中間にあり、いずれともやや近いので、A類、B類帰字のいずれに對しても反切上字となることができたのである。

さて、問題の蒸職韻唇音の帰字をあらわす反切を調べると、B類およびC類の上字をとっており、上述の選択関係よりみて、蒸職韻唇音はC類ではなくB類に属することが明らかとなる。これは、蒸職韻の唇音声母がB類の音声的特徴を有したためであり、そのような音声的特徴は韻母の含む音韻的な特質によってもたらされているのであるから、蒸職韻唇音は他のB類の音節一般と同じく、前舌主母音 /e/ を含んでいたはずである。したがって蒸職韻唇音は /-ian, -iak/ ではなく /-ien, -iek/ であった、と推定されるのである。

蒸職韻唇音がB類に属したことは、敦煌毛詩音反切から一層明確單純なかたちで証明される。「毛詩音(上)」「序論」に述べた如く、敦煌毛詩音に含まれる唇牙喉音拗音の帰字をあらわす反切では、A・B・Cの類別に関し上字と帰字とが互に一致するのが原則となっている。⁽³⁾そして「毛詩音(上)」「資料」の部に見られるように、蒸職韻唇音をあらわす反切は原則的にB類の上字をとることによって、それ自身がB類であったことを明らかに物語っている。⁽⁴⁾この詳細については「毛詩音(下)」で述べるであろう。

このようにして、清昔韻を /-ian, -iak/ に移すことなしに、蒸職韻唇音を /-ien, -iek/ と推定して、それが輕唇音化を免れた理由を説明

することが可能である。清昔韻の主母音が /e/ であるか /a/ であるかの問題は、輕唇音化の問題とは別に、なお考うべきこととして残されるが、その議論は他の機会に譲りたい。

なお、切韻系韻書の反切に於ける上字の選択からみても、庚陌韻三等唇音がB類であり、従ってその主母音は前舌であることが証明される。すなわち、類に関する上字-帰字の選択関係に於て、庚陌韻三等唇音字（牙喉音字も同様）は、反切上字としても帰字としても、明らかにB類としての特性をあらわしている。庚陌韻三等唇音がB類であることは、敦煌毛詩音反切に於ける上字-帰字の類一致の原則からも、同様に明確に証明される。

また、侵緝韻唇音がB類（牙喉音はA類およびB類）に属し、従ってその主母音が前舌であることも、切韻系韻書反切、敦煌毛詩音反切のいずれからとも同様に証明される。

以上の所論に誤りなければ、輕唇音化の条件に関する趙元任氏の仮説は、實質上貫徹せしめられたこととなる。われわれが基づく切韻方言の韻母の音韻論的解釈に従ってそれを言い換えるならば、輕唇音化は、

“韻母が介音 /i-/ を含み、かつ奥舌主母音 (/ɑ, ʌ/) を含むとき”
その韻母と結合する唇音声母に生じた変化であるということになる。

§2.4 註

- (1) 拙稿「切韻に於ける蒸職韻と之韻の音価」東洋学報 49-1 1966 pp.42—68 参照。
- (2) 詳しくは上掲論文 pp. 42—45参照。
- (3) 「毛詩音(上)」の「序論」§4, また「資料」のうち「反切上字表」を参照。
- (4) 「毛詩音(上)」の「音注総表」のうち p. 103 および p. 191 を参照。これらにあらわれる上字「悲, 皮」(S. 2729残巻)「兵, 丕, 皮」(P. 3383 残巻)はいずれもB類字である。

3 輕唇音化の音声学的原因

輕唇音化が上述の如き音韻的条件の下で生じたとすれば、それでは何故このような条件の下で、輕唇音化が生じたのであろうか。本章で

は、その音声学的な理由について、考察をすすめてみたい。

3.1 奥舌主母音の役割

軽唇音化が韻母に於ける奥舌主母音の存在を条件として生じた理由については、さきに引用した趙元任氏の説明⁽¹⁾によって納得することができる。すなわち、奥舌主母音 /ɑ, ʌ/ は音声面へのあらわれに於ては奥舌母音ないし中舌母音であったが、これら中舌・奥舌母音はその調音にあたって下あごを引く傾向があるので、下唇が上歯と接触し易くなり、その結果として軽唇音が生じたのである。この点に関しては趙氏の説明に特別なにも付け加えることはない。

§ 3.1 註

(1) § 2.2 参照。

3.2 拗介音の役割

軽唇音化のいま一つの音韻的条件として、介音 /i-/ の存在がある。すなわち、奥舌主母音を有する韻母でも、介音 /i-/ を含まない直音の場合には、軽唇音化は生じなかったのである。この拗介音の存在の音声学的な役割については、どのように説明すべきであろうか。

この点に関して、趙元任氏は特別の説明を加えていない。私は、介音 /i-/ が声母へもたらす何ほどの口蓋化が軽唇音化に有利な音声学的条件として作用し、そのため軽唇音化は拗音の場合にのみ生ずることになったのだ、と考えたい。すなわち、口蓋化によって口端が左右に引かれる傾向をもつことは、奥舌主母音の影響で生ずる下唇と上歯との接触面を横に広げる効果を生み、摩擦音化を促進したのであろう。また、口端が左右に引かれることによって、下唇は下歯の前面に押しつけられた状態となるので、奥舌主母音の影響による下唇と上歯との接触じたいが、それだけ起り易くなる。このような理由によって、口蓋化は軽唇音化の有利な条件であったと考えるのである。

3.3 軽唇音化の原因に関する通説

上述の私見とは反対に、少くともわが国の学界の傾向としては、軽唇音化の音声的原因としてむしろ口蓋化の欠如ないし弱さを想定する

意見がつよい。例えば三根谷徹氏は、「輕唇音化の問題」⁽¹⁾という短論の中で、輕唇音化の音韻的条件に関する趙元任氏の仮説（前引）を紹介したのち、次のように述べられる；

「私は趙氏の説に従ってその（趙氏の説の平山補）行き止りを打開したいと思う。しかし、介音については有坂・河野兩氏による説に従い、趙氏の所説を訂正したい。輕唇音化の起ったのは有坂・河野兩氏の乙類の介音（中舌的な $-i-$ ）をとる場合であることは明きらかである。口蓋性のゆるい中舌的な $-i-$ のあとに中舌あるいは後舌の母音が来る場合に、その前の protruding な唇音が輕唇音となることは音声学的にも無理がないと思われる。」⁽²⁾

上引された有坂・河野兩氏の説とは言うまでもなくいわゆる重紐に関するもので、唇牙喉音に重紐の対立を有する諸韻の中、韻図の四等に置かれる音節（甲類、本稿でいうA類）の介音を $-i-$ 、三等に置かれる音節（乙類、本稿でいうB類）の介音を $-i-$ と推定された説である。⁽³⁾ 輕唇音化が生じた諸韻（本稿でいうC類）には重紐の対立がないが、その介音は $-i-$ と見なされている。その理由は、有坂博士によれば、これらの韻の唇牙喉音字は韻図の三等に置かれ、越南漢字音で唇音声母が舌音化してあらわれることなく、また朝鮮字音で直音としてあらわれるなど、乙類と共通の特質を示すことにある。三根谷氏は、この考え方に従って趙氏の説を訂正されたのである。三根谷氏の輕唇音化の音声的な経過に対する考えは、次の如くに理解してよいであろう。すなわち、 $-i-$ に先行する唇音声母は口蓋化が緩かった故に（またそれに中舌・奥舌主母音の影響も加わって）protruding（つき出し円め）に発音され、そのため、 $p > \Phi > f$ の経過によって輕唇音化が発生したのである、と。なお、三根谷氏はその後、重紐の対立を音韻論的には介音でなく声母に帰する見解を発表された。⁽⁴⁾ すなわち、重紐A類は声母に口蓋化要素 $/j/$ を含み、重紐B類は声母に $/j/$ を含まず、介音としては一種類の $/i-/$ をいずれも含んでいる、というのである。この

解釈に際してC類声母がどちらの系列に並ぶかについては言及されていないが、恐らく従前の説を実質的に継承して、B類と同じく /j/ を含まない側に付けられるのであろう。

§ 3.3 註

- (1) 「中国語学」27, 1949・6, pp. 2-3
- (2) 三根谷氏の輕唇音化に関するお考えは、現在ではこれと同じくないかも知れない。しかしここに述べられたような考え方は、現在わが国の学界における常識的な線であるように感ぜられるので、その意味でこれを引用したのである。
- (3) 有坂秀世「カールグレン氏の拗音説を評す」(「国語音韻史の研究」増補新版 東京 1957 pp. 327-357 所収 もと 1937~39)
- 河野六郎「朝鮮漢字音の一特質」(言語研究 3, 1939, pp. 27-53)
- (4) 三根谷徹「韻鏡の三・四等について」言語研究 22/23, 1953, pp. 56-74

3.4 C類声母の口蓋化について

ところで、C類音節をB類よりもA類の側に付け、A類音節が含むと同じ音韻的特徴をC類音節も含んでいたと見なしても、事実の説明に困難を来さないと思う。このように見る場合、音声的には、奥舌主母音からの同化によって、A類とB類との中間的な、或は多少よりB類に近くさえある特徴をあらわしていた、と考えることができるからである。すなわち、声母の口蓋化に関していえば、奥舌主母音の影響によってC類声母はA類声母ほどにつよい口蓋化は伴なわないが、B類声母のように非口蓋化(ないし口蓋化の微弱)を特徴とするものでもなく、或程度の口蓋化を伴うものであった、と推論する。拗介音に関しては、奥舌主母音の影響をつよく蒙るためC類介音は音声上かなり中舌的であり、かつ短かくてわたり音的性質が濃かったのではないかと推論する。このように考えるならば、C類字が韻図や越南字音・朝鮮字音などに於てB類と平行する扱かいを受けていることも容易に説明されるであろう。また、慧琳音義の体系に於て、C類牙喉音がB類牙喉音に合流する現象も、同様その説明に困難はない。C類音節がA類音節と共通の音韻的特徴を有したとの仮説は、切韻系韻書に於ける反切用字の観察の結果からみると、むしろ従前の考え方に比べて

有利でさえある。すなわち、正齒音三等および羊母・日母など口蓋性のつよい声母を有する字は、A類字を歸字とする反切にはしばしば反切下字として用いられるが、B類字を歸字とする反切では稀にしか反切下字とならない。これは、B類声母の非口蓋性が、介音その他韻母への影響に於て、上記の諸声母とは異なる性質を有したことの反映と解されよう。これに対しC類字を歸字とする反切では、これら諸声母の字が下字となることは珍らしくないのであり、C類声母が或程度口蓋的な性質を有したことを示すのではないかと考えられる。

C類音節を音韻論的にA類音節、B類音節のいずれの側に付けるかについての最終的な解答は、切韻方言の声母・韻母の体系を音韻論的にどのように把握するか全体の検討によって得られるであろう。その際には上古音との対応に於ける規則性についても考慮されるべきであろう。これらの課題については他日に機会を得て十分に論じたいと思う。本稿では仮に、C類音節はA類音節と共通の音韻的特質を有したものと見なして、その立場から輕唇音化の諸問題への答案を提出しようとする。三根谷氏に沿って重紐の対立要素を声母に暫く求めるならば、C類声母はA類声母と同じく口蓋化要素 $\sqrt{j/}$ を含むものであったと仮定するのである。これは音声的にも、或程度の口蓋化をC類声母に認めることとなる。この意味で、Karlgren氏が輕唇音化の条件 a) として声母の j 化を挙げていることと一致する。趙元任氏も、Karlgren氏のいう j 化声母が音韻論的には不必要なことを説くのであるが、趙氏が三等韻に対して措定する（介音または主母音としての）high (close) i に関して、“Before a close i , the consonant tends to be palatalized and hence tends to have (though not necessarily) *ch'ieh* words which themselves have a close i .” と述べ、音声的には声母の口蓋化を肯定する。但し、Karlgren氏、趙元任氏ともに、声母口蓋化が輕唇音化に際して果たした音声学的な役割については、言及していない。

§3.4 註

(1) Distinctions within Ancient Chinese, *ibid.* p. 213

3.5 軽唇音化の中間経過

C類声母に口蓋化を認めるならば、先に述べた如く、軽唇音化が拗音の場合に限って発生した理由がまことに具合よく説明できるのであるが、この考え方によれば、 $p > f$ への変化の中間には両唇摩擦音 Φ の段階を経過せず、 $p > pf > f$ の如き過程で軽唇音化が行われたこととなる。これに対して、三根谷氏の説かれた如き考え方によれば、軽唇音化は Φ の段階を経過していることになる。そこで若し、文献資料などによって、軽唇音化の中間に於ける Φ の存在が明証されるならば、本稿の考え方は誤まっていることとなる。しかしこの点に関しては決定的な資料は見当らないようである。また逆に、軽唇音化の比較的初期(軽唇音化が音声的变化に止まっていた時期)⁽¹⁾に於て、唇齒的調音の存在が確認されるならば、本稿の考え方はかなり優位に立つと思われる。しかしながら、水谷真成氏によれば、「軽唇音が唇齒調音であることを指摘した記事は慈覚大師円仁の在唐記に

v 以本郷婆字音呼之。尚前婆字(b)是重。今此婆字是輕。有人以唐国嚙音呼之。甚錯。

と述べているのを初見とする。」由である。つまりこの記事は、梵字母のvをb音に読むべきことを指示し、「嚙」の中国音に於ける声母vを以て読むことの誤まりを説いたと解される。これによって「嚙」の声母が唇齒音であったことが推定されるのであるが、慈覚大師の入唐は九世紀(838~847)のことであり、当時軽唇音化はすでに音韻変化として確立していたから、上述の如き意味での私見の補強には役立たないのである。

§3.5 註

(1) この点について、水谷真成「慈苑音義反切故」大谷大学研究年報第十一集 1959. pp. 145-221 p. 218に次の如く述べられているのを引用しておきたい。

「玄奘においては唇音漢字の軽重を無差別に唇音梵文に対応させているが、

唐代音韻史に於ける輕唇音化の問題

慧苑・慧琳の両者においては、已に、〈非〉母は梵文 P に対応せず、〈奉〉母は梵文 b・bh に対応させていない。少数の上例のみから何らかの結論を引き出すことは危険の如くであるが、上に見た反切に於る輕重分離の様相と考え合わせるならば、なお、「輕唇音化」は慧苑の時代すでに開始していたと推定しても大きな過誤を犯かすこととはならないものと信ずる。

ただし、この従来重唇音であった文字の一部分がある条件の下にある時には「輕唇化」という現象は、変化の最初から唇齒音の調音をしたものか、或は「重唇破裂→重唇摩擦→唇齒摩擦」の段階を経たものかは、なお明瞭ではない。この二つの経緯の何れも理論的に考え得られるものであろう（手近かには有坂秀世「音韻論」66頁に諸種の例が彙集してある）から、中国語に於て変化の最初から唇齒調音をし今日に及んだ、と考えても何の差支えもないようである。

然し、ここに、このように安易に断定するには躊躇を覚える事実がある。それは、音義の対象八十卷華嚴經の原本は于闐將來のものであり、その訳者実叉難陀も亦于闐より來た人であるばかりでなく、慧苑およびその師の法藏とも同時代であるため、当然華嚴經を繞つてのその間の交渉も考えられるのであるが、その于闐における言語においては、両唇破裂音 b は語頭では両唇摩擦 [β] に調音され、また半母音 v も両唇性 [W] をもっていたといわれている [S. Konow, Primer of Saka Khotanese, p. 15-19]。

このような対応言語の様相は、直ちに輕唇化即唇齒音化とすることに躊躇する原因ともなるが、さりとて、輕唇化の進行過程に両唇摩擦の中間段階があったという明瞭な事実を見出し得ない。」

(2) 上記論文 p. 218~219

4 輕唇音化の体系的な原因

4.1 C類>B類の韻母合流

輕唇音化が生じた音声学的な原因は前章に論じた如くであるが、一方、輕唇音化を音声変化として発達させ、更にそれを音韻変化にまで定着させたものとして、音韻体系上の原因が考えられる。この点は多く看過されているので、とくに強調しておきたい。すなわち、慧琳音義に反映した8世紀末の音韻体系では、C類韻母は多くの場合B類韻母へと合流している。牙喉音の場合には、この合流に伴って、C類音節とB類音節とは全く同音となった。例えば、欣韻平声開口見母字「斤」(C類) /kʰian^平/ は、真韻平声開口見母B類字「巾」/kien^平/へと合流し、両者は全く同音となった。これに対し唇音の場合には、

この合流ののちにも、それまで韻母によって担われていた音節弁別の機能が声母に於ける重唇音：軽唇音の対立の上に肩代りして、音節としての区別は依然として保たれたのである。例えば、文韻平声幫母字「分」(C類) /pjiuAn平/ と真韻平声幫母B類字「斌」/pien平/ の区別は、韻母合流ののちにも「分」/fien平/ : 「斌」/pien平/ に於ける声母 /f/ : /p/ の差異として、依然保たれたのである。これを逆に言うならば、軽唇音の音韻としての独立は、韻母に於けるC類>B類の合流に伴ってはじめて生じたのである。韻母に於けるC類>B類の合流がなかったならば、軽唇音は重唇音の“allophone”として、更に後の時代まで音声的变化の段階に止っていたかも知れないのである。更に推論するならば、音声的变化としての軽唇音化じたいが、C類韻母とB類韻母との音声的な接近によって、促進されたと考えられる。すなわち、音韻的にはなおC類韻母とB類韻母の区別があると解釈されるような状況であっても、音声的には両者の弁別が次第に困難化した段階があると思われ、その代りに音節弁別の機能を現実の音声面で担うものとして、C類声母に於ける軽唇音的調音が発達したのである。以上の所論をまとめると、C類韻母とB類韻母との音声上の接近によって音声的軽唇音化が促進され、それらの音韻上の区別喪失とともに、音韻的軽唇音化が生じたのである。

4.2 拗介音の音声的弱化

軽唇音化を促進した今一つの体系上の原因としては、C類音節に於ける拗介音の音声的弱化による直音との弁別困難の解決として、軽唇音化が好都合であったことが挙げられる。前にも述べたように、C類音節では奥舌主母音の影響によって、拗介音が音声上弱められ、中舌的でかつ短かく発音される傾向があったであろうと推測される。軽唇音化が奥舌主母音の影響による下唇と上歯との接触を重要な契機として生じたとするならば、それはすなわち、拗介音が音声上短かくて、奥舌主母音の影響が直接声母に及んだためと考えられる。拗介音が音

声的に弱化することは、直音との弁別に困難を生ずるが、唇齒音的調音の発達はこの困難を取り除いたのである。すなわち、声母に於ける唇齒音的調音は拗介音 /-i-/ が音韻として韻母に含まれることの表示であり、それによって直音の音節との区別のあいまい化が救われるわけである。このようにして、拗介音の音声的な弱化は、音声的意味での輕唇音化を可能にし、かつそれを発達せしめた原因と算えられる。唇齒音的調音の発達は、逆に拗介音の音声的弱化を促進し、拗介音 /-i-/ は音声上は声母の唇齒音的調音に該当するというに近い状態に至る場合もあったと思われる（この点からも、輕唇音化と声母の口蓋化を結び付ける本稿の見方には魅力を感じずる）。やがて拗介音 /-i-/ が音韻的に脱落したと解釈されるような状態に至れば、輕唇音はこの面からも音韻として独立したことになるのである。じっさい、拗介音の脱落はやがて起ったのであるが、後に述べるように、C類>B類の韻母合流よりも遅れてそれは起ったのである。したがって、輕唇音の音韻的独立の直接の契機としてはC類>B類の韻母合流を挙げるべきである。しかし、音声変化としての輕唇音化をそれまで促進した原因の一つとして、拗介音の音声上の弱まりを見逃すことはできない。

5 輕唇音の音韻的独立の年代

前章に述べた考え方から見てくると、ある資料に含まれる反切について、重唇音と輕唇音とが反切上字に於て使い分けられているかどうかを検べるだけでは、その資料が反映する方言の音韻体系に於て輕唇音化が音韻変化として確立していたか否かを知る証明とはならないことがわかる。それだけでは、輕唇音化が未だ音声的段階に止まっていた可能性を否定できないのである。反切上字の使い分けの調査と併せて、C類>B類の韻母合流がひろく生じているか否かを、反切下字について検証せねばならない。このような見方によりつつ、輕唇音化が音韻変化として確立する時期を、主要な資料について考察してみたい。

5.1 慧苑音義

年代の明らかな資料に関し、反切上字に於ける重唇音と輕唇音の使い分けがはじめて見られるのは、「慧苑音義」からであろう。水谷真成氏によれば、慧苑は京兆の人、生卒年は大略 670—750 年、音義成立の年代は大略 720 年前後と推測される。水谷氏が同音義の反切を研究された結果「反切上字に於いて唇音の輕重は分離して混じない」ことが明らかとなった。この結果から、輕唇音化が当時音声変化としてはかなり進んでいたことが推定されるであろう。これに相当する反切上字の使い分けは牙喉音の場合に見られないのであるから、唇音に於てこの使い分けがあることは、上の如き推定を可能ならしめる。しかしながら、慧苑音義では、C 類> B 類の韻母合流がごく部分的にしか生じていない。すなわち、C・B 兩類の韻母間の反切下字の混用は、咸摂の嚴・鹽、止摂の之・脂（但しすべて舌歯音の例）の間に少数あるのみである。そして、嚴・之兩韻ともに唇音字を含まない韻であるから、これらに関する合流は輕唇音の音韻的独立と直接の關聯をもたないわけである。このように考えてくると、慧苑の依拠した方言では、輕唇音化が音韻変化として生じていたとは未だ言いえないであろう。

§ 5.1 註

- (1) 正式の書名は「新訳大方広華嚴經音義二卷」。同音義に含まれる反切・直音および梵漢対音は、§ 3.5 註 (1) 所載の水谷真成氏論文「慧苑音義反切攷」に於いて研究されており、本論の記述は同論文に示された反切による。
- (2) 水谷氏論文 p. 146-147
- (3) 水谷氏論文 p. 186
- (4) H. Maspéro “le dialecte de Tch’ang-ngan sous les T’ang” (Bulletin de l’école française d’extrême-orient, Tome xx, No. 2. 1920) p. 38~39 によると、輕唇音化のもっとも古い証拠は 8 世紀初頭のマニ教文献における Pehlvi 語と中国語との対訳で、Pehlvi 語の f をあらわすのに中国語の f, f’ が、同じく p をあらわすのに b, p が使い分けられているという。もちろんこれは、音声的な意味での輕唇音化と解すべく、慧苑音義の時期と大体一致している。
- (5) 水谷氏論文 p. 163, p. 175
- (6) 嚴韻は凡韻と声母に関して補い合う分布をなすが、凡韻は唇音字を含んでいる。しかし、鹽韻が唇音では幫母字しか含まないので対し、凡韻は滂並明母

字しか含まず、凡韻と鹽韻は唇音声母に関しては補い合う分布をなしている。
 [補註] 本稿成稿後に接した周祖謨「萬象名義中之原本玉篇音系」(周祖謨『問學集』北京1966年(下)所収)によると梁の顧野王(519年～581年)の『玉篇』の反切では、明母をのぞき、重唇音と輕唇音を反切上字において区別する傾向がつよいという。周氏は、音声的な輕唇音化の傾向が幫・滂・並母に生じていたと認めている。これによれば、南朝標準音では早くから「慧苑音義」に近い状況が生じていたのである。

5.2 敦煌毛詩音

敦煌毛詩音殘卷のうち、比較的多量の反切を含んでいる S. 2729・P. 3383 の兩殘卷について、輕唇音の音韻的独立の有無を論ずる。S. 2729 殘卷の反切が反映する方言の年代は7世紀後半ごろ、P. 3383 殘卷のそれは8世紀前半ごろと考えるが、そのような推測の根拠としては、輕唇音化の進歩状況が逆に用いられる。

「毛詩音(上)」に見られる如く、これら殘卷の反切では、A・B・Cの類別に関して上字が歸字と一致するのが原則となっている。したがって外見上は、唇音の輕重は反切上字によって区別されていると⁽¹⁾言える。しかしながら、牙喉音についても同様の使い分けがあり、牙喉音の場合にはその使い分けに対応する音韻の分化を想定することができないから、輕唇音の音韻的独立をこの使い分けから推定することは、論理的に不可能である。やはり韻母合流の有無を、反切下字についてよく観察しなければならない。

兩殘卷の反切下字を検べると、C・B兩類の混用例は非常に僅かであり、個別的な少数の文字の読音が切韻方言とは異なっていたものとして解釈しうる範囲を出ない。P. 3383 殘卷では、之・脂韻間の混用例があるが、舌齒音字にかぎられており、また之韻は唇音字を含まないので問題にならない。⁽²⁾

P. 3383 殘卷の反切では、尤韻去声(有韻)滂母歸字をあらわす反切2例に於て、そろってI類(直音)侯韻去声(候韻)に属する反切下字を用いている。これらの例を拗介音 /-i-/ の脱落と解するならば、⁽³⁾輕唇音の音韻的独立はこの面から遂げられていたことになる。すなわ

ち、これら反切があらわす音は /f'auʔ/ であって、/p'auʔ/ と minimal pair をなすに至っていたかの如くでもある。しかしながら、この場合たとえ拗介音が音声上は完全に脱落していたとしても、音韻論的にみて、口角の左右への引っ張りを通じて声母に唇齒的調音をもたらしている要素として、拗介音 /-i-/ の存在を仮定することがなお可能であり、全体の体系からみればこのような解釈に一層妥当の可能性があらうと考えられる。

このようなわけで、音声的な軽唇音化はこれら残卷（ことに P.3383）の反映する方言ではかなり進んでいたであろうけれども、音韻的な意味での軽唇音化が生じていたとは言いがたい。

§5.2 註

- (1) 「毛詩音(上)」序論§4 および資料の反切上字表を参照。
- (2) これらの状況については「毛詩音(上)」に於ける資料の音注総表を参照。
- (3) 「毛詩音(上)」p. 200 を参照。

5.3 五經文字および慧琳音義

8世紀半ば頃の音韻状況を反映する重視すべき資料として張参「五經文字」の反切がある。邵榮芬氏の考証によれば、張参の生卒年は凡そ714~786年ごろ、⁽¹⁾「五經文字」の完成年代は776年であるという。⁽²⁾

同書の反切でも、唇音の重軽は反切上字によって区別されている。一方、C類>B類の韻母合流の状況をみると、微>支脂⁽³⁾、元>仙⁽⁴⁾、欣⁽⁵⁾>真⁽⁶⁾、敵>鹽⁽⁶⁾の合流が認められ、C類>B類の韻母合流が略出そろっている。反切下字にこれらの韻の混用を示している反切は、それらの区別を保つ反切に比べて甚だ数が少いけれども、反切用字上の区別は⁽⁷⁾かなり保守的なものと考えうるから、これら比較的少数の混用反切は、当時の実際の音韻状況を反映していると解すべきであろう。とするならば、軽唇音の音韻的独立は五經文字にはじまると言ってもよいことになる。つづいて、「慧琳音義」(784~807 撰述)の反切に於て、反切下字に於けるC類・B類の混用が⁽⁸⁾広汎かつ大量に見出されることにより、軽唇音化の音韻的独立がもっとも疑いのないかたちで証明さ

れるのである。

なお、以上に述べた輕唇音の音韻的独立年代は、資料が（おそらく敦煌毛詩音をのぞき）当時の秦音に偏している。唐代に秦音は有力な標準的方言として勢力を増しつつあったと思われるが、しかし他の方言に於てはこれら資料に見られるよりも早い時期から輕唇音が音韻的に独立していたことがありうるし、またそれより後まで独立していなかったこともありうるわけである。上の資料について知りうるかぎりでは、輕唇音の音韻的独立の年代は、資料の成立年についていえば8世紀後半、撰者の生年についていえば8世紀前半ごろに置かれる。⁽⁹⁾

§ 5.3 註

- (1) 以下の考察は、邵栄芬「《五經文字》的直音和反切」中国語文 130 期, 1964・3, pp. 214-230 に示された材料による。
- (2) 邵氏論文 pp. 214-215
- (3) 邵氏論文 p. 223
- (4) 邵氏論文 p. 225
- (5) 邵氏論文 p. 225
- (6) 邵氏論文 p. 228
- (7) 邵氏論文でそれぞれの通用例に附された数字を参照。例えば脂韻開口字を以て微韻開口字を切した例は微韻開口字をあらわす反切 70 例中の 3 例にすぎない。
- (8) 慧琳音義に於ける韻母合流の状況は、河野六郎「朝鮮漢字音の研究Ⅲ」朝鮮学報 33 輯, 1964, pp. 115-161, pp. 140-141 の表にまとめられている。
- (9) 慧琳音義の反切が、景審の序文に言う如く、元延堅「韻英」および張勣「攷声切韻」に依ったとするならば、それが反映する方言の年代は 6・7 世紀の交にまで引き上げられることになる。しかし同音義にみられる反切下字の大巾な通用は、やはり慧琳自身の音韻体系の反映と見るべきではないかと考えている。この点は更に考究を要するが、ひとまずこのように扱っておく。

6 「脱輕唇音化」に関する諸問題

6.1 「脱輕唇音化」

C類唇音声母には原則としてすべて輕唇音化を生じたが、現代諸方言への反映から見ると、東屋・尤の諸韻に於ける明母のみは、例外と

して軽唇音化を生じなかった。例えば現代北京語に於て軽唇音化を生じた微母は $w-/u-/$ として反映する（すなわち m - はやがて鼻音性を失って w - に合流した）が、これら韻の明母字のみは m - を保存しており、軽唇音化がそこで生じなかったことを示している。このように一部の C 類韻に於て唇音声母の一部が軽唇音化を免れた現象を、本稿では仮に「脱軽唇音化」と呼ぶことにしよう。本章では以下かなりの紙幅を費して「脱軽唇音化」に関するさまざまな問題につき論究を行なう。一見 marginal な問題として軽視され易いこの現象が、じつは多くの興味ぶかい問題を含んでいると考えられるからである。

6.2 河野博士の説

東屋・尤韻に於ける明母の「脱軽唇音化」の問題を論じた論文として、河野六郎「唐代長安音に於ける微母に就いて」（東京教育大学中国文化研究会会報 第四期第一誌 1954 pp. 28-39）⁽¹⁾があり、多くの点について啓発を得ることができる。

河野博士は、軽唇音化が介音 $-i-$ および中舌・奥舌主母音を条件として生じたことを述べられた後、明母「脱軽唇音化」の音声学的な理由について次のように述べられる。⁽³⁾

「今仮に東（屋）韻にも軽唇音化を生じた作用が働いたとしてみよう。そしてそれが長安音という環境に於て行なはれたとしよう。とすると東韻は $m̃iun$ から $m̃un \sim m̃vun$ 、屋韻は $m̃iuk$ から $m̃uk \sim m̃vuk$ 、これらは聴覚的に $m̃un \sim m̃bun$, $m̃uk \sim m̃buk$, と極めて近いと考えられる。之に対し、微・文（物）・元（月）・陽（業）等に於ては軽唇音化が行なはれたとすれば、 $m̃iəi > m̃əi \sim m̃vəi$, $m̃iən > m̃ən \sim m̃vən$, $m̃iət > m̃ət \sim m̃vət$, $m̃iɔn > m̃ɔn \sim m̃vɔn$, $m̃iɔt > m̃ɔt \sim m̃vɔt$, $m̃iɑŋ > m̃ɑŋ \sim m̃vɑŋ$, $m̃iæk > m̃æk \sim m̃væk$ となり、殊に $m̃v-$ の allophone の場合寄生した v の存在が中舌的中心母音との contrast によって際立ってゐたと考へられよう。従ってこれらの韻に於ては明母への逆行は行はれず、却て v の発展によって微母の確立が促がされたとも考へられる。

東(屋)・尤の場合は之に反し輕唇化の段階で介母音 ㄹ を喪失したが、中心母音の円唇母音の故に明母への逆行が行はれたのではないであらうか。」すなわち、東屋・尤韻の明母は、一度は輕唇音化への途を歩んで(鼻音声母 denasalization が加わって) mv - となった(そしてその過程で介母 ㄹ を失った)のであるが、明母 mb - との聴覚上の contrast が主母音の円唇性のために明瞭でなく、そのため mv - は再び mb - に逆戻りした、というのが河野博士のお考えである。

明母「脱輕唇音化」の原因を主母音の円唇性に求められたのは卓見である。しかしながら、東屋・尤韻の明母は一度は輕唇音化への途を歩んだのではなく、輕唇音化を生ずる音声的な条件を早くからすでに欠いていたのだ、という見方を私はとりたい。それについて次節に述べる。

§ 6.2 註

- (1) 以下、「長安微母」と略称。
- (2) § 3.3 所引の三根谷氏所論を参照。
- (3) 「長安微母」p. 33

6.3 「脱輕唇音化」の原因——「脱口蓋化」

切韻系韻書の反切をみると、大変面白いことには、一般に唇音C類の歸字をあらわす反切が拗音(主としてC類)の上字をとる中にあって、のちに「脱輕唇音化」を起す東屋・尤韻の明母をあらわす反切に限り、I類(一等)の上字を用いていることが注目される。いま完本王韻⁽¹⁾に於ける東屋・尤韻の唇音歸字をあらわす反切をすべて掲げると次の如くである。

東				董				送				屋			
幫	風	方隆		諷	方鳳	福	方六								
滂	豐	敷隆		贈	孚鳳	蝮	芳伏								
並	馮	扶隆		鳳	馮貢	伏	房六								
明	瞢	莫中		夢	莫諷	目	莫六								
尤				有				有							
幫	不	甫鳩	沍	方久	富	府副									
滂	彪	匹尤	恆	芳酒	副	敷救									
並	浮	縛謀	婦	房久	復	扶富									
明	謀	莫浮													

上掲に見られるように、これら韻の明母反切のみは、I 類上字(「莫」)をとるのである。I 類上字の使用は、他の C 類唇音をあらわす反切には全く見られないところである。上掲の明母反切に於ける I 類上字使用の特異性については、有坂秀世博士がつとに注意しておられる。⁽²⁾また、Karlgren 氏はすでに、反切上字のかかる直・拗の差別にもとづいて、例を屋韻にとれば、「福」「覆」(「蝮」と同音)「服」(「伏」と同音)を各々 p'j'uk, p'j'uk, b'j'uk と j 化した声母を措定するのに対し、「目」に対しては m'j'uk と j 化しない声母を措定し、⁽³⁾「目」に軽唇音化が起らなかった理由がこれによって説明されることとなっている。⁽⁴⁾

私の意見も、結果的には Karlgren 氏に甚だ近いことになる。すなわち、一般に C 類声母はある程度の口蓋化を帯びた音声であったが、東屋尤韻に於ける明母のみは、例外的に口蓋化のない——或はその甚だ微弱な——音声であった、I 類上字の使用はそれを反映している、と解釈する。さきに述べたように、声母の口蓋化は軽唇音化にとって重要な音声学的条件であったという本稿の考え方からすれば、口蓋化のない東屋尤韻の明母が軽唇音化を生じなかったのは自然な結果と考えられる。すなわち、これら韻の明母は一旦 $m > m_j$ の途を辿ったのではなくして、 m_j となる音声的条件を、はじめから欠いていたのである。

なお、さきにも述べた如く、⁽⁵⁾ C 類声母は一般に——三根谷氏の解釈に従うという——口蓋化要素 /j/ を含んでいたと音韻論的に解釈されるのではないか、というのが私の見通しである。この考え方に従うならば、東屋尤韻の明母は、C 類声母として例外的に、/j/ を含まないものであった、ゆえに C 類声母に於ける口蓋化と非口蓋化の違いは音韻的なものでもあった、ということになる。すなわち、屋韻を例とすれば、「福」etc. は /p'j'iauk/ etc. の形を有したのに対し、「目」は /m'iauk/ であったために、「目」に於ては軽唇音化が生じなかったのである、と説明されることとなる。しかしながら、この見通しにわ

かに賛同できないと思われる読者は、口蓋化と非口蓋化の違いを単に音声的なものと考えられてよい。少なくとも音声的な意味でそのような違いが存したことは、反切上字に於ける直・拗の差別から極めて自然に推定されることであるから。この点は以下の叙述に際しても同様であり、読者はその立場によって読み易えられてよいのである。

以下本稿では、一部のC類声母が口蓋化を（音声的にせよ音韻的にせよ）欠いていた現象を「脱口蓋化」と呼ぶことにする。「脱輕唇音化」は「脱口蓋化」を前提としてはじめて生じた、というのが本稿の主張である。

§ 6.3 註

- (1) 李榮「切韻音系」北京 1956 新版重印本の「単音字表」所載による。
- (2) 有坂秀世「上代音韻攷」東京 1954 pp. 235-236
- (3) Etudes. 附載の dictionnaire pp. 896-897, 華訳本 pp. 729-730 参照。
- (4) 本稿 § 2.1 所引の Karlgren 氏説に於ける条件 a) を参照。
- (5) 本稿 § 3.4 参照。

6.4 「脱口蓋化」の原因

「脱輕唇音化」が「脱口蓋化」を前提として生じたとするならば、東屋尤韻のしかも明母にかぎって「脱口蓋化」が存在した理由を考察しなければならない。そしてこの点の説明については、前節に引用した文中に於ける河野博士の所説を生かすことができるであろう。本稿の用いる音韻論的解釈に合わせながら、私なりに表現すると次のようになる。

東 /iɑuŋ/, 屋 /iɑuk/, 尤 /iɑu/ の諸韻は、いずれも円唇的韻尾である /-u/ 又は /-uŋ/, /-uk/ (以下 /-u/ によって代表する) を含み、かつ主母音が /ɶ/ である点に於て、共通した特質を有する。そして逆に、この特質を有する韻は拗音では東屋尤韻だけなのである。ここにまず問題を解く鍵があると思われる。

切韻方言に於て、拗介音 /-i-/ と韻尾(ゼロを除く)とに挟まれた環境では、主母音 /ɶ/ は音声的に双方からの同化をつよく蒙り、[ɔ] の種類の短かいわたり的な母音としてあらわれるのが通例である。東

屋尤韻の該当する音声も、この通例に従って、東 [iəuŋ], 屋 [iəuk], 尤 [iəu] の如くであったと考えられる。しかしながら、これらの韻母が唇音声母と結合する場合には、唇音声母のもつ両唇閉鎖の影響により韻母の円唇性がつよまって、各々 [iəuŋ] [iəuk] [iəu] の如くなる傾向があったのではないと思われる。これらの韻母に於いて、[-u] に支えられた [ø] は先行する拗介音 [-i-] を圧迫してその口蓋性を弱める力をもったであろう。かくて弱められた拗介音 [-i-] は、先行する明母 [m-] を口蓋化する力を失ってしまったのだ、と推論する。すなわち、これら韻母と結合した [m-] は、もとは他のC類声母一般と同じく /j/ を含む /mj/ であったが、拗介音の音声的弱まりの結果、/j/ を伴わない /m/ に変化したのであろう。

それでは、唇音声母の中なぜ明母にのみ「脱口蓋化」が生じたのであろうか。鼻音である明母は、閉鎖部に於ける口むろの気圧が低い。したがって、両唇の閉鎖はパッと開かれず、緩やかに閉鎖の開放が行われたのではなからうか。とすれば、それと結合した東屋尤韻の韻母に含まれる [ø] は、そのため一層円唇性のつよい狭い音となり、介音 [i] の口蓋性を圧迫してそれを弱める作用がとくに大となったのだ、と考える。また、唇は鈍重な器官であるから、口むろの気圧が低ければ、閉鎖開放にはとくに労力を要する。そのため、明母では破裂が遅れ、閉鎖部が延長される傾向を生じうる。加えて東屋尤韻は上に見たように円唇性のつよい韻母であるから、破裂後の両唇の動程は非常に小さい。したがって、東屋尤韻と結合する場合の明母にはとくに持続部の延長が起り易かったと思われる。果して現実にそのような傾向があったとすれば、拗介音 [i] は先行明母の持続部延長によっても圧迫を受け、音声的にますます弱化して、その面からもまた、先行声母を口蓋化するだけの力を喪失したのだと考えられる。

6.5 拗介音の脱落

東屋尤韻に於ける明母は、切韻の時期ですでに「脱口蓋化」を起し

ており、輕唇音化への途から外れていた。そしてその後、これらの韻の明母の「脱輕唇音化」を更に決定的にしたことがらとして、直音化すなわち拗介音の脱落が起ったのである。すなわち、/miɒuŋ, miɒuk, miɒu/ に於ける /-i-/ が音声面での弱まりの結果として終に脱落し、これらの音節は各々、/mɒuŋ/ (東韻 I 類), /mɒuk/ (屋韻 I 類), /mɒu/ (侯韻 I 類) へと合流した。慧琳音義の反切ではこの変化がすべて揃ってあらわれており、⁽¹⁾ 明母の脱輕唇音化が確定した事実となっている。

これらの音節の直音化は、慧琳音義以前の反切資料にも、すでに部分的にあらわれている。以下、その状況について概観しておきたい。

1 切韻系韻書 「切三」⁽²⁾に於て、尤韻明母音節 /miɒu/ の直音化があらわれている。尤韻明母「謀」小韻をあらわす反切は、広韻、完本王韻、「王一」「王二」はひとしく「莫浮」となっている。「浮」は尤韻並母字であるから、「莫浮」が /miɒu^平/ をあらわしたことは疑いない。今日見ることのできる残巻の中ただ「切三」のみは「莫侯」に作る。下字「侯」は侯韻 I 類字であるから、「莫侯」は /mɒu^平/ をあらわしていたと推定される。但し小韻「謀」は「切三」でもなお尤韻に属し、侯韻に属さない。これよりみれば、原本切韻では「謀」小韻は拗音であり、「莫浮」またはそれに相当する反切が付けられていたと考えられる。原本以後「切三」に至るまでのある edition に於て、直音の読音が採用され、所属韻は伝統に従って動かさず、反切下字だけを「侯」に改めたのである。周法高氏はこの問題につき「切三尤韻末『謀，莫侯反，十二』。侯字属侯韻。敦煌王韻，故宮項跋和宋跋本王韻尤韻『謀，莫浮反』，也都在韻末。可能切韻原属侯韻而傳写誤入尤韻。」⁽³⁾と述べ、「謀」小韻はもと侯韻にあり、のち誤って尤韻に入ったとの説を主張するが従いがたい。何らの音的理由なしに、かなり多くの字を含む小韻がそっくり他韻に誤入されることは、あまり可能性がないと思われる。なお、「切三」(巴黎国家図書館藏唐写本切韻

残卷第三種、じつは大英博物館蔵 S. 2071 は、王国維氏の考定では長孫訥言箋注本（677年）の節注本であるという。⁽⁴⁾

東屋韻明母音節の直音化は、切韻系韻書には未だ反映していない。

2 玄応音義 玄応「一切経音義」（661年頃）では、尤韻明母音節の直音化がはっきりとあらわれている。周法高氏が挙げるように、切韻の「謀」小韻に属する文字「謀眸牟矛」等をあらわす反切は、すべて「莫侯反」または「莫侯反」となっており（延べ18回）、侯韻字「侯、侯」を下字にとる。そして、これらの帛字をあらわすのに、尤韻字を下字とする反切は一つも見られない。従って、玄応音義の依拠した方言では、尤韻明母音節はもっぱら直音化したかたちで発音されるようになっていたと見られるのである。

東韻に関しては、東韻C類明母小韻「瞢」（平声）「夢」（去声）に属する文字を帛字とする反切が玄応音義に見出されないの、直音化の有無は不明である。屋韻に関しては、周法高氏は次のように述べている；⁽⁶⁾

「玄応卷二 p. 80・5：『目，莫鹿莫六二反』；卷六 p. 261・9；卷二十四，p. 1119・5：『目，莫鹿反』。卷九 p. 417・6：『睦，又作穆同亡竹莫禄二反』；卷三，p. 161・4：『睦，莫斛反』。卷十七，p. 801・1：『穆，又作睦同，忙鹿忙竹二反』。卷二，p. 69・7；卷三，p. 120・6；卷二十二，p. 985・9；卷二十三，p. 1082・5：『牧莫禄亡福二反』。按切韻，廣韻，集韻『目，睦，穆，牧』只『莫六切』一讀。玄應則有屋，屋二兩讀。」

上引に見られるように、屋韻C類明母小韻「目」に属する文字は、多くの場合、直音化したかたちと拗音のかたちと双方の音読が併せ注されており、尤韻明母の場合とは異なり、当時両方の音読が行われていたことを知るのである。かかる二重音形は直音化を起した方言Aと未だ直音化を起さない方言Bとが存在して、一方から他方へ語形の借用が行われた結果として生じたものと考えられる。

3 慧苑音義 慧苑音義に於ても、尤韻明母字「矛」に対し「莫侯」と直音化した音形が注されている。尤韻明母字を帰字とする反切はただこの1例のみである。⁽⁷⁾

東韻C類明母字を帰字とする反切は見出されない。屋韻C類明母字は「牧」を帰字とする反切が1例あり、「亡福，莫六」の二音が注されているが、反切下字「福，六」はいずれも屋韻C類字であるから、⁽⁸⁾これらは同じく拗音の音形をあらわしたと考えられる。これら二反のあらわす音形の違いは、声母の口蓋化と非口蓋化の違いに存したのではないかと思われる。このようなわけで、反切例が甚だ少いので確言しにくいけれども、直音化は尤韻では起っていたが、東屋韻では起っていなかった、と一応推定される。

4 敦煌毛詩音 S. 2729 殘卷では、尤韻平声明母字「矛」に対し、再度「莫侯」の反切を掲げている。P. 3383 殘卷では、「矛」と同音の「蝨」に対し、同じく再度「莫侯」の反切を掲げている。これに対し、⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾東韻平声明母字「夢」に対して、S. 2729 殘卷は「亡風」の反切を掲げるが、これは直音化の生じていない音形をあらわすと考えられる。⁽¹¹⁾S. 2729 殘卷の反映する方言では、直音化は未だ尤韻明母に限られていたと考えられる。P. 3383 殘卷の反映する方言では、東韻の状況は分らないが、尤韻明母ではたしかに直音化が生じていたのである。

因みに、敦煌毛詩音殘卷にあらわれる尤韻明母帰字の中、S. 2729 殘卷の第100行に見える「矛」は、經典積文でも同じく「莫侯反」と直音の音形を注している。またP. 3383 殘卷の第69行に見える「蝨」も、經典積文は「莫侯反」と注している。また、P. 3383 殘卷の第15行に見え、「音牟」と直音を以て注されている帰字「眸」も、經典積文は「莫侯反」と注している。⁽¹²⁾のこる二つ、すなわちS. 2729 殘卷第86行の「矛」、P. 3383 殘卷第91行の「蝨」は、經典積文では各々「音謀」「音牟」と直音で注されており、直音化の有無は不明であるが、上掲三つの反切が果して原本の經典積文にそのまま見えていたな

らば、尤韻明母音節の直音化はすでに經典釈文(583年撰といわれる)の反映する6世紀後半の南方的標準音では、尤韻明母音節の直音化が生じていたことになる。經典釈文の含む龐大な数の反切については、未だ全面的な整理が加えられていないので、本稿でもこれ以上に立ち入って論ずることができない。

5 五經文字 張参「五經文字」でも、尤韻明母字「𪛗、𪛘」に対して「莫侯」と直音形を注した例が各一例づつある。他に拗音の音形⁽¹⁸⁾を注した例の有無は不明である。

東韻については、平声明母字「𪛗」に「莫公」と直音形を注した例が1つある。⁽¹⁹⁾屋韻明母字に直音の音形を注した例はない。なお、東屋韻明母字に対して拗音の音形を注した例の有無は不明である。

§6.5 註

- (1) 慧琳音義では侯韻唇音>模韻への変化に伴ない /mau/ は更に /muə/ となっている。黄泽伯「慧琳一切経音義反切攷」108丁ウ、河野六郎「長安微母」p. 31 参照。
- (2) これらテキストの略称は「十韻彙編」による。
- (3) 周法高「玄応反切考」集刊20上 1948 pp. 359-444 p. 417
- (4) 王国維「書巴黎国民図書館所藏唐写本切韻後」(觀堂集林卷八所収)
- (5) 「玄応反切考」p. 417
- (6) 「玄応反切考」p. 443
- (7) 水谷真成「慧苑音義反切攷」ibid. p. 182
- (8) 「慧苑音義反切攷」p. 152
- (9) 「毛詩音(上)」p. 114
- (10) 「毛詩音(上)」p. 200
- (11) 「毛詩音(上)」p. 104
- (12) 「毛詩音(上)」p. 200
- (13) 邵栄芬「《五經文字》的直音和反切」ibid. p. 227 「莫侯」に作るは「莫侯」の誤まりであろう。
- (14) 同論文 p. 222

6.6 尤韻明母直音化の理由

東屋尤韻明母音節の直音化が、尤韻に於てとくに早くから生じたと思われるのは、次の点より見て甚だ面白い現象である。すなわち、§6.3に表示した如く、東屋韻では(拗音韻母のない董韻をのぞき)各

声調にわたってC類明母小韻が存在するのに対し、尤韻では平声にし
 かそれが存在せず、上声・去声の欄はあき間となっている。一方、尤
 韻の直音にあたる侯韻をみると、明母小韻は上声・去声にしに存在せ
 ず、平声の欄があき間となっている。ゆえに、尤・侯両韻の明母小韻
 は、声調に関して次の如く補い合う分布をなす。

	平	上	去
尤韻	○	＼	＼
侯韻	＼	○	○

この事実は、河野六郎博士がすでに指摘されたところである。河野
 博士はこれを説明して、もとは平・上・去声にわたり尤韻は明母小韻
 を有し、侯韻はそれを有しなかったのが、直音化がまず上・去声の下
 で起ったため、上掲の如き分布を示すに至ったのでであろうとの趣旨を
 述べておられ、まことにその通りであろうと考えられる。上・去声は
 平声に比べ音節の長さが短い声調であったと見られるから、拗介音
 /-i-/の脱落がまず短い上・去声の音節で起ったのは自然なことであ
 る。このように見てくるならば、尤韻明母音節の直音化は、上・去声
 の下で切韻以前に起った変化が、やがて平声にまで及んだものとして
 理解できるのである。經典釈文にあらわれている如く、方言によっ
 ては切韻以前の時代から尤韻明母音節の直音化が起っているのも、極め
 てありうることと考えられる。

尤韻明母音節の直音化が早くから平声にまで及んだ方言が存在した
 一方では、上・去声の下でもかなり晩くまで拗音の状態を保った方言
 も存在したと考えられる。すなわち、玄応音義には、侯韻上声(厚韻)
 明母字「某」を注して「莫有反」とする例がある。反切下字「有」は
 尤韻上声(有韻)に属する。したがってこの反切は /miAu±/ の音形
 をあらわしたと推定される。この音形は尤韻明母音節の直音化が未だ
 生じない方言の読音によるものと解される。同じ玄応音義では、同じ
 く侯韻上声明母字である「牡」に対し、「莫走反」など直音 /mAu±/
 をあらわしたと見られる反切を付している。したがって、尤韻明母音

節が上声で直音化を未だ生じない方言は、玄応音義の反映する方言を歴史的に構成する層の一つをなすに過ぎないのであろうと考えられる。

(4)

五経文字の反切でも、去声の場合に同様の例がある。すなわち、侯韻去声（侯韻）明母字「姆」に対し「莫又」の反切を用い、またこれと同音の「袤」に対し「莫富」の反切を用いるのがそれである。⁽⁵⁾「又」「富」はいずれも尤韻去声（宥韻）の字であるから、これらの反切は /miAuʔ/ の音形をあらわしたものと推定される。

§ 6.6 註

(1) 「長安微母」p. 31。なお、広韻では尤韻去声（宥韻）にも明母小韻があるが、河野博士の指摘のとおり、それは増加反切とみられる。

(2) 侯韻になぜ明母小韻がもとなかったのか、この理由は、上古>中古の変化を記述する中で説明されるべきものである。この問題にはここでは立ち入らない。

(3) 周法高「説平仄」集刊十三本 1948 pp. 153-162 参照。

(4) 「玄応反切考」p. 418 には次のように述べられている：

「音義卷六 p. 581:9:『某莫有反』、『有』字隸有韻；与牡（莫走反，二；忙後反，一；亡後反，一）隸厚韻者異。広韻牡某並莫厚切。按高本漢方言字彙北平：牧 mu a, 某 mou b; 南京：牡 mu a, 某 mæ b; 廣州：某 ma:u b; 某 mou a; 四川：牡 mu a, 某 moŋ b。在現代方言上有点不同。」(a, b は引用者が附けた)

現代諸方言に於ける「牡」と「某」の読音の違いが中古の厚韻と有韻の違いの反映であるとの説には従いがたい。むしろ、慧琳音義にみられるような、侯韻明母が模韻に合流化した方言層と、侯韻にそのまま停ったような方言層との（「長安微母」p. 32 を参照）差異によるものと見るべきであろう。上引文中で a を附した音は前者の層に、b を附した音は後者の層にそれぞれ属する。

(5) 邵氏論文 p. 227

6.7 並母の「脱口蓋化」

さきに定義した意味での「脱口蓋化」は、果して明母だけに限られた現象であつたろうか。じつは並母 /b-/ にも、「脱口蓋化」の認められる場合がある。以下これについて述べたい。

方言によっては、尤韻並母に「脱口蓋化」を伴うものがあつたと推定される。すなわち、敦煌毛詩音 S. 2729 残巻では、尤韻平声並母帛

字をあらわす反切「薄不」「蒲不」に於て、いずれもⅠ類上字「薄」「蒲」を用いている。⁽¹⁾ 拗音歸字をあらわす反切に直音上字を用いるのは、同殘卷の反切に於て極めて異例なことであるから、上記二つの反切が一致してⅠ類上字を用いるのは、然るべき音声上の理由が背景にあることと考えられる。そして、S. 2729 殘卷の反映する方言 (S. 2729 方言と略称) に於て、尤韻平声並母音節が声母の「脱口蓋化」を伴なう /biau 平/ であった (すなわち /b^hjiau 平/ ではなく) と仮定するとき、反切上字の例外性がよく理解されるのである。S. 2729 方言に於ける尤韻上声並母の状況は反切例がないので不明であるが、尤韻去声並母の歸字をあらわす反切「歩茂」⁽²⁾ は、非常に面白い。この反切は、上字「歩」がⅠ類であるばかりか、下字「茂」もⅠ類候韻(侯韻去声)の字であり、したがって候韻並母相当の音形 /bau 去/ をこの反切は標示していると見られるのである。この反切の歸字「復」(仄二章, 「不見復関, 泣涕漣漣。」) には臨時に直音に読みかえられる事情が考えられないから、この反切の存在は、S. 2729 方言に於て尤韻去声並母音節が声母「脱口蓋化」から更に進んで、拗介音 /-i-/ の脱落による直音化にまで達していたことを示すものである。すなわち、平声では /b^hjiau 平/ > /biau 平/ の段階に止っていた変化が、去声では /b^hjiau 平/ > /biau 去/ > /bau 去/ にまで達していたのである。これは、尤韻明母音節の直音化をまず上・去声に於て生ぜしめたと同じ力学が、S. 2729 方言の尤韻並母音節に対しても作用したものとして、理解することができる。但し、尤韻並母音節の直音化は管見のかぎり他の資料にあらわれないから、方言的にかなり局限された現象であったと思われる。

尤韻並母の「脱口蓋化」は、じつは切韻の方言にも存在した可能性が大きい。すなわち、尤韻平声並母小韻「浮」をあらわす反切は、広韻・完本王韻では「縛謀」であり、上字「縛」はC類である。「王二」では「父謀」となっており、上字「父」はやはりC類である。ところが、「王一」「切三」では「薄謀」であり、上字「薄」はⅠ類である。

慧琳音義(7卷)に「浮」を注して「陸法言音薄謀反」というのもこれに合う。C類上字「縛」「父」、I類上字「薄」のいずれが原本切韻の反切により近いかといえ、それは「薄」の方であると考えられる。何故ならば、並母をあらわすC類上字として切韻系韻書が多く用いるのは「符」「房」「扶」であって、「父」の使用は極めて少ない。「王二」についての統計はないが、完本王韻についてみるところでは、「父」はわずか一回、登韻去声(證韻)の婦字「𠂔」をあらわす反切「父鄧」に用いられているだけである。而もこの用例は、I類婦字を切する点で例外的であり、韻末の反切であるところから(唐韻には見えない)原本切韻にはなかった増加反切である可能性が大きい。「縛」もまた、広韻・完本王韻ではこの反切「縛謀」にしか用例がない。このような点から見て、「浮」を婦字とする反切はもと「薄謀」であり、のち「薄」をC類上字にとり換えたために、「父」や「縛」など原本切韻で使われなかった字が入り込むことになったのであろう。「縛」を用いるのには、「薄」の字体をなるべく易えないでC類上字に改めた結果(或は「薄」を「縛」の写誤と見て校訂した結果)ではないかと思われる。この推論に誤りなくば、恐らく原本切韻では反切上字は「薄」だったのであり、切韻のもとづく方言(切韻方言)に於ても、尤韻平声並母に「脱口蓋化」が生じていたことを、この用字は反映すると解されるのである。のちに、I類上字「薄」がC類上字「父」「縛」に換えられたのは、並母に「脱口蓋化」を伴わない方言へと標準音の基盤が移動したためか、或は尤韻平声並母が一度は「脱口蓋化」を起しながらも、のち再び口蓋化をとり戻したことにあるのであろうと思われる。

唇音声母の中で明母の外に並母にも「脱口蓋化」の生じた音声学的な理由は何であろうか。並母 /b-/ は有声子音であるから、閉鎖部に於ける口むろの気圧の高まり方が、無声の幫母 /p-/・滂母 /p'-/ に比べて小さい。そのため、破裂の勢いが幫母・滂母に比べ緩やかであ

り、尤韻の韻母〔iöu〕の含む円唇性がそれだけつよめられて、拗介音 /i-/ を弱め、その結果として声母が口蓋化を失ったのであろう。また、私の抱く仮説では、幫・滂両母は他のいわゆる全清音・次清音の声母とともに tense であることを特徴とし、並・明両母は他の全濁音・次濁音の声母とともに lax であることを特徴としていた。⁽⁶⁾これによれば、並母に於ても lax さの故に閉鎖部の延長がおこり、その面からも拗介音 /i-/ が圧迫され弱められたことになる。要するに、並母は幫母・滂母に比べ明母にやや近い性質を有したことが、並母にも「脱口蓋化」が生じた理由である。

東屋韻に於ては、管見に入るかぎり、並母「脱口蓋化」を反映するとみられる反切例は存在しない。東屋韻並母には「脱口蓋化」がなかったが、或はあっても方言的に著しく局限されていたのであろう。

§ 6.7 註

- (1) 「毛詩音(上)」p. 114
- (2) 「毛詩音(上)」p. 114
- (3) 黄泽伯「慧琳一切経音義反切攷」ibid. 98丁オを参照。
- (4) 李栄「切韻音系」ibid. の「反切上字」および「単音字表」を参照。
- (5) Roman Jakobson and Morris Halle: Fundamentals of Language, The Hague 1956 に挙げられた音素の distinctive features の中、tense/lax の対立(同書 p. 30)に、これらの声母は該当していたと考えるのである。このような考え方に立って、声調の陰陽分裂や全濁音の清音化などの音韻史的な現象をうまく説明することができると考えている。

6.8 虞韻に於ける「脱口蓋化」不生起

東屋尤韻に於ける明母・並母の「脱口蓋化」の原因が、韻母の含む音声的な円唇性の著しさに存したとするならば、同じような条件にある虞韻(Karlgren 氏推定音価 -jiu)に於ても、同様に「脱口蓋化」の見られたことが期待される。然るに、虞韻明母・並母字は現代方言からみて明らかに脣唇音化を起しており、「脱口蓋化」とそれにもとづく「脱脣唇音化」が生じなかったことを示している。これは如何に説明されるであろうか。この問題もまた、河野六郎博士がすでに取り上げて論ぜられたところである。⁽¹⁾いま、「朝鮮漢字音Ⅳ」によって、博士

の説明の大略を記す。

虞韻は朝鮮漢字音では -yu, -u であらわされている。⁽²⁾そして朝鮮語の u については、「中国音を写す場合、殆どといってよい位、単純な u を示さず、-iu- とか -iʷa- 或いは -iʷê- といふ様な場合に用ひられる。(中略) これら中国音の対比から言っても u は中舌的な、而かも拗音的なものを含んだ音に対応している。上で想像した様に u は本来 ü 又は ö の如きものを表はしてゐたとしても必ずしも臆断とは云へないのである。」⁽⁴⁾と述べられる。したがって、虞韻明母が軽唇音化したことに対しては、「虞韻の主要母音が円唇性が緩かったためではないかと思はれる。」⁽⁶⁾という説明が得られるのである。

ここに要約した河野博士の説明、すなわち虞韻の u がじつは ü の如く中舌的拗音的なニュアンスを帯びて円唇性がやや弱かったため、明母に「脱軽唇音化」が生じなかったとの見解は、結論的にはまさにその通りであると思われる。しかしながら、途中の推論に関しては、疑問をはさむ余地があるように思われる。東屋尤韻は朝鮮漢字音で各々 -yung, -ung; -yuk, -uk; -yu, -u と写され、⁽⁶⁾⁽⁷⁾虞韻と平行する状態にある。したがって、朝鮮語 -u に関する上引の河野博士所説からいえば、東屋尤韻の主母音もまた中舌的拗音的な要素を含んでいた可能性があることになる。東屋韻に関しては、博士自身「-yung, -ung は単純な -iung, -iung ではなく、拗音 -i- -i- の影響で多少前舌及至中舌化した u を写してゐるのである。」⁽⁸⁾と説かれている。とするならば、朝鮮漢字音からみるかぎり、東屋尤韻と虞韻の間には、主母音の音声的ニュアンスに関し特別の差異がつけ難いことになり、これらの中虞韻だけが「脱軽唇音化」を起さなかった理由は説明できないのではなからうか。なるほど、朝鮮漢字音では東屋尤韻の明母字は各々 mong, mok, mo で写され、虞韻明母字が一般に mu であるのと母音が違っている。河野博士が指摘されるように、⁽⁹⁾mong, mok, mo は東屋尤韻明母音節が直音化を起し、東屋(I類)模(<侯)韻明母音節に変化したという、

慧琳音義的な中国原音の段階を反映したものである。すなわち、朝鮮漢字音は、東屋尤韻明母の「脱輕唇音化」が完了したのちの状況を写している。したがって、東屋尤韻 mong, mok, mo: 虞韻 mu の対比は、前者で「直音化・脱輕唇音化」が起り、後者でそれが起らなかったという違いだけを示すもので、何故そのような違いが生れたのかという設問には直接答えるものでないと考えられる。

本稿で採用する三根谷徹氏の音韻論的解釈に於ける虞韻の音価 /-iuΛ/ は、虞韻明母に「脱輕唇音化」が生じなかった理由を説明するのに有用である。すなわち、「脱口蓋化」「脱輕唇音化」は、/-iΛuŋ, -iΛuk, -iΛu/ のとき、主母音 /Λ/ + 韻尾 /-u/ という条件の下で生じたのであって、虞韻 /-iuΛ/ はその条件に外れていたのだ、と説明することが可能となる。これを音声学的な説明に言いかえると次のようになろう。東屋尤韻に於ける韻母の円唇性は、韻尾に該当するものであるから、介音 /-i-/ によって前舌化され [y] となる傾向が小さかった。これに対し虞韻の円唇性は介音 /-u-/ に該当するものであり、隣り合った /-i-/ に影響されて、[y] となる傾向が大きかった。換言すれば、東屋尤韻では円唇性が一方的に拗介音を弱めたのに対し、虞韻では円唇性が拗介音に同化されて前舌の円唇母音となる傾向がつよく、このため虞韻では明母に「脱口蓋化」が起らず、ゆえに「脱輕唇音化」も起らなかったのである、と説明される。因みに、敦煌毛詩音殘卷の反切では、東屋尤韻をあらわす反切には主として開口の上字を用い、⁽¹⁰⁾ 虞韻をあらわす反切には主として合口の上字を用いている。⁽¹¹⁾ この違いは、東屋尤 /-iΛuŋ, -iΛuk, -iΛu/: 虞 /-iuΛ/ という音韻論的差別の妥当さを裏付けるものと解釈される。

§ 6.8 註

- (1) 「長安微母」p. 33 f. 「朝鮮漢字音の研究IV」(以下「朝鮮漢字音IV」と略称) 朝鮮學報 35 輯, 1965, pp. 161-208, p. 184 ff.
- (2) 「朝鮮漢字音IV」p. 187 の表
- (3) 「朝鮮漢字音IV」p. 184 の母音調和に関する説
- (4) 「朝鮮漢字音IV」p. 185

- (5) 「朝鮮漢字音Ⅳ」 p. 190
- (6) 「朝鮮漢字音Ⅳ」 p. 185 の表
- (7) 「朝鮮漢字音Ⅳ」 p. 181 の表
- (8) 「朝鮮漢字音Ⅳ」 p. 185
- (9) 「朝鮮漢字音Ⅳ」 pp. 182-183, p. 187, 「長安微母」 pp. 33-34, p. 35
- (10) 「毛詩音(上)」 p. 104, p. 114, p. 192, p. 200 参照。
- (11) 「毛詩音(上)」 p. 109, p. 196 参照。

6.9 虞韻に「脱口蓋化」を生じた方言

虞韻に「脱軽唇音化」が生じなかった理由は上述の如くであるが、しかし、方言によっては虞韻に「脱軽唇音化」を生じたものもあったことを、河野博士は次の如く指摘しておられ、極めて示唆的である。⁽¹⁾
(カッコ内は引用者補)

「(虞韻明母字である) 侮・罨が(朝鮮漢字音で) mo となるのも虞韻に対応する字音ではなく、むしろ模韻に対応するものである。さきに述べた様に若し虞韻が -iu ~ -ïu であったら当然微母化は妨げられ、明母へ逆行することが考えられるが、虞韻は微母化を受けた。しかしその微母化が確立する以前には、若干の動揺の時期があったらしい。今広韻の(虞韻の)中の微母に属する文字の中、模韻明母にも見えるものがある。

虞 韻	模 韻
1 塢 冢也	塢* 規墓地曰塢
2 无 虚无之道(下略)	无 南无出釈典又音無
3 蕪* 黒皮竹也	蕪 竹名
虞 韻	姥 韻
4 惺** 愛也説文撫也	惺** 愛也又音武

* は切三・王一にも見える。

** 王二、但し模韻の惺は侯韻にのみ見える。

1・3・4は同一の語と思はれるし、无は模韻の場合は梵語 namo(南无)の mo といふ音節を示してゐるが、虞韻の(无=無)を梵語転写に用ゐたものである。これらの模韻の形は嘗て虞韻の V が未だ後舌円唇母音であった際に軽唇化の作用を受けて介音 i を喪失した為に模韻に

転じたものと考へられる。恐らく侮・霽の朝鮮字音も同様に説明するであらう。又募は広韻では莫故切（暮韻）であるが、慧琳一切経音義では謨布・模布・謨故の外に武句という反切があり、これは明らかに遇韻微母の音である。これはむしろ模韻明母に定着した逆の例と見ることが出来る。この虞・模間の動揺を同一の音韻体系の中に考へるのは困難であるから、異った言語層の交錯を考へねばならない。（以下略）」

「明母への逆行」という説に異議のあることはすでに述べた。しかし、虞韻明母に「脱輕唇音」を生じた方言が存在し、それが、朝鮮漢字音や広韻に反映した言語層の一つを構成することの指摘として、上引の河野博士の所説は興味ぶかい。そして、この示唆によって眺めるとき、敦煌毛詩音残卷の反切が反映する方言に於ても、虞韻に（直音化による「脱輕唇音化」にまでは至っていないが）「脱口蓋化」を生じた方言層が含まれているのではないかと推測される。

S. 2729 残卷では、虞韻平声並母歸字をあらわす反切「旁于」（のべ3例）に於て、例外的にⅠ類上字「旁」が使われている。⁽²⁾「旁」は、Ⅰ類字「房」と字形が似ているので、或はその誤写ではないかと疑われるが、のべ3例にわたって同じ誤写が起る可能性は極めて小さいであろう。また、本残卷の反切が何らかの韻書に基づく場合がかりに多かったとすれば、その韻書の反切に於て「房」→「旁」の誤写が生じていた可能性が考えられよう。この可能性はたしかに無視できないけれども、次に述べる S. 10 V. 残卷での同様の現象、また S. 2729, P. 3383 兩残卷に於ける虞韻明母上声字「武」の反切上字としての行動、などと考へあわせるとき、やはり単なる誤写ではない、それだけの音声的な理由によってⅠ類上字「旁」がここに使われているものと解したいのである。但し、「旁」は反切上字として、この反切「旁于」にしか用例をもたず、並母Ⅰ類の上字としては一般に「蒲」が多く用いられている。したがって、ここに「旁」が用いられるのは、もと恐らく「房」⁽³⁾

であったものを、I類上字が適当と考えて換えた結果、字形の近い「旁」が採用されたのではないと思われる。さて、「旁」が「房」の単なる誤写でないならば、問題の反切にI類上字「旁」が使用されているのは、虞韻平声並母に「脱口蓋化」が生じていたことの反映と解されるであろう。しかし一方、同じ虞韻平声並母字である「扶」は、同残巻の反切に於けるもっとも代表的な並母C類の反切上字として多用されており、⁽⁴⁾その声母が「脱口蓋化」を起していたとは考えがたい。とするならば、虞韻並母に「脱口蓋化」を生じていたのは、S. 2729 方言を構成する方言層の一つに限定された現象であったと推論される。また、虞韻上声（麌韻）並母の帛字をあらわす S. 2729 残巻の反切「房舞」に於ても、C類上字「房」が使われ、⁽⁵⁾その反映する声母にも「脱口蓋化」は生じていなかったと考えられる。

P. 3383 残巻では、虞韻平声並母帛字をあらわす反切「凡夫」、虞韻去声（遇韻）並母帛字をあらわす反切「凡付」にはいずれもC類上字「凡」が用いられ、⁽⁶⁾それらのあらわす声母に「脱口蓋化」の生じていなかったことを推知せしめる。すなわち、P. 3383 方言には、反切から窺いうるかぎりでは、虞韻並母の「脱口蓋化」は認められないのである。

S. 10 V. 残巻では、「菴」をあらわす反切として「蒲葵」というのが用いられている。⁽⁷⁾下字を「葵」と読むのが正しければ、「葵」は虞韻去声（遇韻）明母の字であるから、この反切は虞韻去声並母の音を示したことになり、そこにI類上字「蒲」が使われているのは S. 10 V. 残巻の反映する方言で虞韻去声並母に「脱口蓋化」が生じていた故と解される。なお、この反切の帛字「菴」（谷風一章箋）を經典釈文は「菴」に作り、注して「音福，本又作菴，音富。」という。「福」は屋韻C類幫母，「富」は尤韻去声（有韻）幫母である。広韻でも「菴」は屋韻C類幫母，「菴」は屋韻C類滂母と尤韻去声（有韻）幫母とに見える。これらの音は、S. 10 V. 残巻の反切「蒲葵」が示すところとは、

声母・韻母ともに違っている。思うに、S. 10 V. 残巻の反映する方言では、「菴」には尤韻去声並母の読音（すなわち、釈文・広韻の示すところとは声母のみが異なる）がもとあり、唇音声母の下で尤韻＞虞韻の合流が生じたのに伴ない、虞韻去声（遇韻）並母に変化していたのではないであろうか。この種の合流は、慧琳音義の反切にもあらわれている。⁽⁸⁾

S. 2729 方言（の一層）に於て虞韻平声並母に「脱口蓋化」が生じていたとすれば、明母にもそれが当然期待されるはずである。しかし、S. 2729 残巻には虞韻平声明母の帰字をあらわす反切は見出されない⁽⁹⁾ので、この点を確かめえない。虞韻上声（麌韻）明母帰字をあらわす反切としては「亡甫」があり、C類上字「亡」を用いているので、この限りでは上声明母には「脱口蓋化」がなかったと推知される。但し、上声明母字「武」の反切上字としての用法を調べるならば、虞韻上声明母にも「脱口蓋化」の生じていた方言層が、S. 2729 方言に含まれていたのではないかと疑われる。すなわち、反切上字としての「武」の用例は同残巻に3例あり、中2例は真韻平声B類の帰字をあらわす反切に於てであり、残る1例は鍾韻平声の帰字をあらわす反切に於てである。⁽¹⁰⁾B類声母は音声的に非口蓋化を特徴としていたと考えられ、また鍾韻明母にも、後述する如く、或は「脱口蓋化」があった可能性が考えられる。とするならば、「武」はそれ自身声母に「脱口蓋化」を生じていた故に、これらの帰字をあらわす反切に於て使われたのではないかと推測されるのである。同残巻では、一般にC類明母帰字をあらわす反切の上字としては、「亡」（陽韻）が使われている。⁽¹¹⁾

P. 3383 残巻の反切に於ても、「武」は反切上字として真韻平声B類の帰字をあらわす反切（のべ2例）にだけ用いられており、⁽¹²⁾P. 3383 方言でも虞韻上声明母に「脱口蓋化」があったのではないかと疑われる。但し、虞韻平声明母字「無」は、反切上字として陽韻平声の帰字をあらわすのに用いられており、これより見れば、虞韻平声明母には

「脱口蓋化」がなかったことになる。この違いは、声調の違いを条件とするものであったかも知れないが、むしろそれよりは、P. 3383 方言を構成する方言層の違いによるものと解すべきであろう。

以上にみた如く、虞韻でも「脱口蓋化」を生じていた方言の存在した可能性は大きい。そのような方言の存在は、次のように説明されよう。すなわち、虞韻 /-iuΛ/ に於て拗介音 /-i-/ が合口介音 /-u-/ に音声上影響を加える程度の大小は、方言によって多少異なりうると等えられるから、その影響の程度のやや小さい方言では、虞韻に於ても「脱口蓋化」が生ずるのは十分ありうることであろう。また、韻母の音声的閉塞性はたとえ同じ位であっても、その前で「脱口蓋化」が生ずるかどうかは、方言それぞれによって異なりうることであろう。これらの点からみて、切韻方言では虞韻に「脱口蓋化」が認められぬとしても、他に虞韻でそれを生じた方言が存在したことは、十分に考えることであろう。

§ 6.9 註

- (1) 「長安微母」p. 35-36 また同博士「広韻という韻書」(石田博士頌寿記念東洋学論文集) 1965 東京 pp. 253-260 所収) p. 256-257 にも同じ趣旨が見える。
- (2) 「毛詩音(上)」p. 109
- (3) 「毛詩音(上)」p. 119
- (4) 「毛詩音(上)」p. 131
- (5) 「毛詩音(上)」p. 109
- (6) 「毛詩音(上)」p. 196
- (7) 「毛詩音(上)」p. 221, p. 237
- (8) 「慧琳音義反切攷」ibid. 98丁 オーウ, 「長安微母」p. 32-33
- (9) 「毛詩音(上)」p. 109
- (10) 「毛詩音(上)」p. 131
- (11) 「毛詩音(上)」p. 131
- (12) 「毛詩音(上)」p. 212

6.10 凡韻に「脱口蓋化」を生じた方言

さらに、凡韻 /-iam/ に於ても「脱口蓋化」を生じていた方言が存在したのではないかと考えられる。完本王韻では、凡韻上声(范韻)

明母歸字をあらわす反切「明范」にB類上字「明」を用いている。⁽¹⁾C類歸字をあらわす反切にC類上字でなくB類上字を用いるのは切韻系韻書に於て極めて稀なことで、完本王韻ではただこの1例のみである。したがって、ここにB類上字「明」の用いられるのは偶然ではなく、凡韻上声明母に「脱口蓋化」が生じていたことに由るのであろうと推論される。但しこの反切は「王一」「王二」には見えるが「切三」にはないので、原本切韻には存在しなかったものと考えられる。したがって、凡韻上声明母に「脱口蓋化」を生じていたのは、切韻方言そのものではなく、「王仁昫刊謬補缺切韻」に影響した7—8世紀の交のある種⁽²⁾の方言であったことになる。凡韻 /-iam/ は、唇音韻尾 /-m/ の作用によって韻母に一種の円唇性を伴なったと考えうるから、そのような方言の存在もまた不思議ではない。但し、広韻ではこの反切上字はC類字「亡」に換えられており、「脱口蓋化」の生じなかった音形を反映している。また、凡韻去声（梵韻）明母歸字をあらわす完本王韻の反切「妄泛」では、C類上字「妄」が使われており、「脱口蓋化」の形跡はない。

§ 9.10 註

- (1) 李栄「切韻音系」ibid. 威撰單字音表（新版 p. 71）を参照。
(2) 王仁昫の生卒年は不明であるが、「刊謬補缺切韻」の遡述年は706年であ
と唐蘭氏は考定している。（故宫博物院影印「唐写本王仁昫刊謬補缺切韻」跋文）

6.11 鍾燭韻に「脱口蓋化」を生じた方言

切韻方言に於ける鍾燭韻 /-iaun, -iauk/ は、明母 /m-/ と結合しない。並母 /b-/ とは結合するが、鍾燭韻並母には「脱口蓋化」「脱輕唇音化」の形跡はない。しかし、方言によっては鍾燭韻が明母と結合する場合があったと考えられ、そこでの「脱口蓋化」を推知せしめる資料が存在する。

S. 2729 残巻では、東韻I類字であるはずの「蒙」に対し「武容」と注している。⁽¹⁾「容」は鍾韻平声羊母字、同残巻の反切では、唇音字のぞき、東屋韻（C類）と鍾燭韻は明瞭に区別され混乱がないから、

「武容」は鍾韻平声母母に相当する音をあらわしていたと考えられる。そして、反切上字「武」は、さきに見た如く、声母に「脱口蓋化」を生じた音をもっていた可能性が大きいと考えられるから、「武容」であらわされる音にも、同様に声母の「脱口蓋化」が生じていたのではないと思われる。S. 2729 方言に於て鍾燭韻は /-iaun, -iauk/ ではなく /-iuan, -iuak/ の音価を有したと推定している。何故ならば、S. 2729 残卷に含まれる鍾燭韻母字をあらわす反切は、主として合口上字をとり、かつまた、鍾燭韻は反切上字として専ら合口母字をあらわす反切に用いられている。これらの点で、鍾燭韻は他のC類合口韻と何ら変るところがなく、したがって、/-iaun, -iauk/ と見るよりも、/-iuan, -iuak/ と見るのが妥当と考えられるのである。(/-iuan, -iuak/ の位置は切韻方言では音韻体系の‘あきま’となっていた。) この推定が正しければ、鍾燭韻は虞韻 /-iu/ とよく似た音韻構成を有するわけで、鍾燭韻母母に「脱口蓋化」があったとしても、何ら不思議はないのである。

S. 10 V. 残卷でも、同じ箇所「蒙」に対し、同様に「武容反」と注している。

P. 3383 残卷では、東韻去声（送韻）C類明母字「夢」に対し、「莫用」と注している。「用」は鍾韻去声（用韻）羊母字であり、この反切のあらわす音形は、鍾韻去声母母に相当する音であったと推定されるが、I類上字「莫」を用いることから見て、ここでも「脱口蓋化」が生じていたと推論される。

すでに述べた如く、切韻系韻書では鍾燭韻は明母小韻を含まない。明母以外の唇音小韻は各声調にわたってかなりよく揃っているから、明母小韻が脱けていることには何らかの音韻史的な理由があると思われる。その理由については次のように推論する。鍾燭韻は切韻以前の段階でもと明母との結合を有したが、明母の下で /-iaun, -iauk/ > /-iuan, -iuak/ の変化が早く生じ、その結果として明母に「脱口蓋化」

が生じ、更にそれが韻母の直音化へと進展して、/miuʌŋ, miuʌk/ > /maʌŋ, maʌk/ (東屋韻 I 類) の変化が起ったのではあるまいか。⁽⁶⁾

上の推論からみるならば、方言によっては直音化が未だ起らず、鍾燭韻明母の音節が実在していた場合もありうると思われる。そして、S. 2729 残巻および S. 10 V. 残巻が「蒙」に鍾韻平声明母の音形を注するのは、まさにこのような方言層にもとづくものだと思われる。この「蒙」は国風・郡風・施丘の詩の一章「狐裘蒙戎，匪車不來」に於けるものである。「戎」に対して S. 2729 残巻は音注を施さないが、S. 10 V. 残巻は「辱容反」とやはり鍾韻平声⁽⁶⁾を注する。(切韻系韻書では「戎」は東韻 C 類平声である。)⁽⁶⁾「戎」をこのように鍾韻に読むとすれば、「蒙」を鍾韻に読むことは「蒙戎」が疊韻語であることから望ましいのであり、その故に直音化を生じない方言層に属する音形がここで採用されたのであろう。P. 3383 残巻が「夢」に対し鍾韻去声明母の音を注するのは、次の理由からであろう。この「夢」は、大雅・蕩の什・抑の詩の十一章「祝爾夢夢，我心慘慘」に見えるものである。毛伝は「夢夢」に注して「乱也」といい、毛詩正義は更にそれを敷衍して「王政昏乱之意也」というが、要するに「夢夢」ははっきりと見えぬさま、したがって「蒙蒙」或は「濛濛」に通ずると考えうる。「蒙」「濛」は東韻 I 類平声字である。經典釈文がこの「夢」に対し「莫空反」と注するのも、東韻 I 類平声の音をあらわしたもので、「夢」を「蒙」「濛」の如く読め、との意と解せられる。前述の如く、方言によっては「蒙」「濛」は直音化以前の音形を保存していた可能性があるもので、そのような方言層に於ける読音によって、P. 3383 残巻は「夢」に鍾韻の音を注したのであろう。「蒙」「濛」が平声であり、釈文も平声の音を「夢」に注するのに、同残巻が去声の音を注する理由はよくわからないが、「夢」が一般に去声の読音(送韻 C 類)を有するのに類推してのことではなかったかと思われる。

切韻系韻書の中、広韻と完本王韻では、東韻 I 類平声明母小韻の字

である「𪛗」の下に、「又武用」と注している。「武用」は鍾韻去声明母の音を示すに他ならない。このような又音も上述の観点から理解できるものである。

§ 6.11 註

- (1) 「毛詩音(上)」p. 105
- (2) 「毛詩音(上)」p. 236
- (3) 「毛詩音(上)」p. 193
- (4) 李栄「切韻音系」ibid. 通撰單字音表を参照。
- (5) ここに述べた推論は一つの可能性である。いずれにせよ、明母の影響による韻母円唇性の強化が原因となつて、/miauŋ, miauk/ > /mauŋ, mauk/ の変化が生じたのだと考える。
- (6) 「毛詩音(上)」p. 224

6.12 東屋韻で「脱口蓋化」を生じなかった方言

以上では、方言によって東屋尤韻以外の韻でも「脱口蓋化」を生じた方言があったことを論じたのであるが、更に方言によっては逆に、東屋尤韻で「脱口蓋化」を生じなかった場合もあったと考えられる。

S. 2729 殘卷では、東韻C類平声明母の𪛗字をあらわす反切として「亡風」がある。⁽¹⁾「亡」はC類上字である。これより見て S. 2729 方言(の少くとも一層)では、東屋韻明母に「脱口蓋化」を生ぜず、東屋韻明母音節が /mjiaŋ, mjiauk/ のかたちを有していたと推論せられる。P. 3383 方言, S. 10 V. 方言での状況は、各々の殘卷に東屋韻明母𪛗字をあらわす反切が含まれていないので、不明である。玄応音義でも、東屋韻C類の𪛗字をあらわす反切に上字として「亡」を用いることがある。さきに引用した周法高氏の文章に⁽²⁾引かれているのを参照されたい。慧苑音義でも、屋韻C類明母字「牧」に対して「亡福」という反切をつけた例がある。これらも、東屋韻明母が「脱口蓋化」を起さなかった方言層の音形を代表するものであろう。また切韻系韻書に於ても、広韻の東韻去声(送韻)C類明母小韻の中の「夢」字の下に「又亡中切」とあり、これは東韻平声C類明母の音を示していると解される。そして反切上字「亡」は「脱口蓋化」を起さない音形をあらわす

ものではないかと思われる。但し、この又切は「王二」ではなく、完本王韻と「王一」では「莫中反」となっており、I類上字「莫」により明母の「脱口蓋化」があらわされている。

§ 6.12 註

- (1) 「毛詩音(上)」p. 111
- (2) 本稿 §6.5 参照。
- (3) 水谷真成「慧苑音義反切攷」ibid. p. 88. 同じ箇所「牧」に「又莫六」と注されているのよりみて、この「牧」には「脱口蓋化」を生じない音形と生じた音形の二つの読音があったとも見られる。

6.13 尤韻に「脱口蓋化」を生じなかった方言

広韻では、尤韻去声（有韻）の韻末に近く、「莓 亡救切」という小韻がある。広韻以前の韻書に見えないものであるから明らかに増加小韻であるが、この反切ではC類上字「亡」が用いられている。したがってこの反切は、明母がもと「脱口蓋化」を伴わず、広韻の時代には輕唇音化を経て /mjia^hu^h/ となっていた音節をあらわすのではないかと思われる。然りとすれば、尤韻明母に「脱口蓋化」が生じなかった方言も、また存在したということになる。

東屋韻明母に「脱口蓋化」が生じなかった音形が、いろいろな資料の反切に反映してあらわれているのに対し、尤韻明母に「脱口蓋化」を生じなかった音形の反映は、管見のかぎり、上記広韻の増加反切1例だけである。これは、前者の如き状態を有した方言が後者の如き状態を有した方言に比べ、かなり広い分布をもっていたのによるのではないかと思われる。換言すれば、尤韻では明母「脱口蓋化」を生じながら東屋韻ではそれを生じていなかった方言が、かなりひろく存在したのではなかろうか。このような方言の存在は、次の点からみてもまことにありうることである。すでに述べた如く、東屋尤韻明母音節の直音化は、尤韻に於ては東屋韻に於けるよりも早くから生じていた。⁽¹⁾この時間的な差異は、韻母の含む円唇性が尤韻に於て東屋韻よりもまざっており、拗介音が弱化を蒙る程度が尤韻に於て一層甚しかったこ

とを示すのであろうと解釈せられる。⁽²⁾この解釈を「脱口蓋化」の説明に利用するならば、拗介音的弱化的程度が大きい尤韻で「脱口蓋化」が生じ、その程度が比較的について小さい東屋韻では「脱口蓋化」が生じなかったような方言の存在は、まことに自然な現象と了解されるのである。

以上多岐にわたって論じてきたところから、「脱口蓋化」の生じた範囲に関しては、方言によってさまざまな変種が隋唐代には存在したと推論されるのである。しかしこれらの変種は、一旦は「脱口蓋化」を生じた声母が再び口蓋化を回復したり、また東屋尤韻の明母にのみ「脱口蓋化」とそれから結果する「脱軽唇音化」を生じた主流的方言に圧倒吸収されて、今日の諸方言に何ら痕跡を残していないかに見られるのである。恐らく音韻史は一般にこのように進行することが多いのであって、その意味からも本章に述べた方言的変種は興味ある事例といえるであろう。

§ 6.13 註

(1) § 6.6 参照。

(2) なぜ円唇性が尤韻に於て東屋韻よりも強かうたのか、この理由の説明についてはさらに考えたい。

7 軽唇音化に伴う拗介音の脱落

今日の中国語諸方言では、軽唇音に由来する声母 /f-, v-, w-/ などは拗介音の前にあらわれることがない。⁽³⁾この現象は、かつて軽唇音化につづいて拗介音脱落による韻母の直音化が起ったためである。

7.1 切韻系韻書および敦煌毛詩音の状態

完本王韻では、東韻去声（送韻）並母の小韻「鳳」をあらわす反切を「馮貢」に作る。反切下字「貢」は送韻 I 類見母字である。「王一」「王二」、広韻もみなこれと同じく、小韻の排列順からみても「鳳」小韻は他の C 類小韻とは離れて「貢」小韻の直前にあり、恐らく原本切韻でも反切下字を「貢」に作っていたのではないかと推測される。さ

てこの反切例は、「鳳」の韻母が音声的に殆ど直音であるような状態になっていたことを反映すると解される。けれども音韻的にみれば、なお拗介音 /i-/ が依然存在すると考えるべきであろう。何故ならば、反切上字がC類であることにより、「鳳」の声母には口蓋化があったと推論され、声母に口蓋化をもたらす要素として、拗介音の存在をその背後に仮定しなければならないからである。

敦煌毛詩音の中 P. 3383 殘卷には、尤韻去声⁽²⁾（宥韻）滂母の歸字をあらわす反切「敷茂」「芳豆」に於て、I 類候韻（侯韻去声）字である「茂」（明母）、「豆」（定母）を反切下字に用いている。これらも又、上提の切韻の場合と同様、韻母の音声的な直音化を反映するがそれは音韻的な直音化ではない、と解すべきであろう。拗介音は、声母の口蓋化およびそれを通じての唇齒的調音の中に、その存在をあらわしていると音韻論的には解釈されるのである。

§ 7.1 註

- (1) 但し方言によっては、fai から変化した fi をもつものがある。
- (2) 広韻で直音下字を輕唇音反切に用いたいま1つの例「豊 敷空切」については次節を参照。
- (3) 「毛詩音(上)」p. 200 *

7.2 慧琳音義の状態

慧琳音義の反映する音韻体系では、C類>B類の韻母合流にともない輕唇音が音韻的独立を遂げていることが確実であるが、慧琳音義に含まれる輕唇音の歸字をあらわす反切を検べると、同じ輕唇音の反切下字をとるものが非常に多い。これは、輕唇音音節の韻母が独特の音声的特徴を有したことの反映と解されるけれども、下字声母の属する音的範疇を歸字のそれに一致させようとする傾向のつよいのは慧琳音義の反切全体に認められる特質であり、必ずしも輕唇音音節の韻母だけが独特の音声的特徴を有したのではない。他の声母組の場合にも、多かれ少なかれ独特の音声的特徴が韻母に存したはずで、慧琳音義の反切下字はそのような音声的特徴を表現し分けるべく選ばれているの

である。さて、軽唇音音節の韻母に於ける独特の音声の特徴としては、
 少くともその一部として、拗介音の音声的な弱化があったことと考
 えられる。しかしながら、拗介音が音声的に全く脱落しているの
 ことは、⁽¹⁾反切下字として時に軽唇音以外の拗音字の用いられること
 から推察される。⁽²⁾例えば：

	韻母・声母	婦字	上字・下字	下字声母	ページ
(1)	虞平幫	膚	甫子	匣	97 オ
(2)	虞平滂	孚	芳俱	見	97 ウ
(3)	尤平並	浮	符尤	匣	102 オ
(4)	尤去滂	覆	敷救	見	102 オ
(5)	鍾上滂	捧	孚勇	羊	175 オ
(6)	陽上明	魍	亡強	群	187 ウ

このような反切は全体ではかなりな数に達している。

一方、慧琳音義では、軽唇音婦字をあらわす反切に直音の下字を用
 いた反切も散見する。いまそのような反切をすべて引き出すと次の通
 りである。⁽³⁾

(1)	虞平並	崇	附謀 [?]	97	ウ
(2)	〃	涪	埵矛 [?]	〃	
(3)	尤上幫	缶	不狗	108	ウ
(4)	〃	〃	府苟	〃	
(5)	〃	〃	方苟	〃	
(6)	〃	〃	甫狗	〃	
(7)	〃	〃	甫句 六	〃	
(8)	尤上並	負	浮缶	〃	
(9)	文去幫	糞	分悶 [?]	144	ウ
(10)	月入幫	発	蕃八 [?]	152	オ
(11)	元上明	挽	罔板	152	ウ
(12)	〃	〃	武満	〃	
(13)	鍾平滂	鋒	芳空	175	ウ
(14)	鍾平並	縫	符蒙	〃	
(15)	〃	〃	奉蒙	〃	

	〃	〃	伏蒙	〃
(16)	東去幫	諷	風貢	175 オ
(17)	〃	〃	風夢	〃
(18)	鍾去幫	封	風貢	〃
(19)	東去並	鳳	逢夢	175 ウ
(20)	屋入幫	腹	風目	175 オ
(21)	〃	〃	封目 二	〃
(22)		〃	風屋	〃
(23)		複	風目 三	〃
(24)		〃	伏屋	〃
(25)	屋入滂	虬	蜂目	〃
(26)	〃	覆	孚目	〃
(27)	〃	〃	豐目	〃
(28)	〃	蝠	風目	〃
(29)	〃	輻	封目	〃
(30)	屋入並	馥	逢目	175 ウ
(31)		〃	逢斛	〃
(32)		〃	馮目 七	〃
(33)		復	馮屋	〃
(34)	燭入並	幘	逢目	〃
(35)	凡上明	鋟	武敢	215 オ

なお、上掲に於て(1)(2)の反切下字「謀」「矛」は、切韻の体系では尤韻明母にあり、ここで虞韻の婦字をあらわす反切に用いられているのを疑問として黄氏は?を附しているが、この点は何等不思議ではない。すなわち、慧琳音義の反切では、尤韻明母字は侯韻に移っている外、模韻(黄氏のいう觚韻)にも移っているのであり、慧琳音義⁽⁴⁾の反映する方言層の一つに於て、尤>侯>模の変化が明母字に生じていると解せられる。とするならば、反切(1)(2)に於ける下字「謀」「矛」は、直音模韻の韻母をあらわすものとして用いられたのである。また、反切(20)以下に屢々あらわれる反切下字「目」は、切韻の体系では屋韻C類明母であるが、慧琳音義反切では「目」小韻の

字「牧，睦」に対して「蒙卜，莫卜，莫禄」のように直音の音を注しているから，「目」も恐らく直音化していたものと見なして，「目」を下字とする反切を上に掲げる。反切(17) (19)における下字「夢」についても同様。

上掲反切の中，(9)の下字「悶」は「問」の誤まりではないかと思われる。また，(10)の下字「八」はⅡ類字(二等字)であるから，「発」とは韻母が異なるはずで，「八」には何か誤まりがあるのではないかと思われる。また(11)の下字「板」は恐らく拗音字「坂」の誤まりであろう。

以上，反切下字に誤まりがあるのではないかと疑がわれる3例をのぞくと，その他の例は，虞・尤・元・東屋・鍾燭・凡の諸韻に分布している。慧琳音義の音韻体系では軽唇音が音韻的に独立しているから，上掲の直音下字を用いた反切は，韻母が音韻的にも直音化したかたちをあらわしていたもの，例えば(1)の反切は /vuɑ平/ をあらわしていたものと解釈することも可能である。しかしながら，p. 53 に掲げた反切に見られるように，これらと同韻の軽唇音はまた拗音の反切下字によってもあらわされており，このくい違いをどう解釈するかが問題となる。その解釈としては次の二つがありうる：

- i) これらの韻の軽唇音字には，直音化を起した音と起さない音と二種の音形が行われていた。この状態は異なる方言層の重合にもとづく。
- ii) これらの韻の軽唇音字は，音韻的にはまだ拗介音を含んでいたが，音声上それは極めて弱化しており，まったくそれが聞かれないこともあった。そのため，時として直音の反切下字が用いられたのである。

これら二つの可能性の中，いずれの解釈がより真相に近いか，さし当ってはそれを論ずる手がかりをもたない。しかしいずれの解釈をとるにしても，次の点がとくに興味を引くのである。反切下字に直音字のあらわれることがある上記の諸韻は，元韻を除いて，さきに「脱口蓋化」に関して問題となった諸韻である。これらの韻は，音声的な円

唇性がつよかったため、拗介音に音声的な弱化が起こり、声母に「脱口蓋化」を生じたのであった。声母に「脱口蓋化」を生ぜず輕唇音化が行なわれ場合でも、韻母の含む円唇性によって、拗介音が音声的に弱化せしめられ、その結果として i) ii) いずれかの状況が、とくにこれらの韻に於て生じているのだと考えられる。ことにそのような反切の例が、尤韻および東屋・鍾燭韻⁽⁷⁾に多くみられるのは、とくにこれらの韻で音声的な円唇性がつよかったと考えられることより見て、甚だ面白いのである。また、さきに挙げた切韻系韻書の輕唇音反切に於て直音下字を用いた1例が東韻にあらわれ、敦煌毛詩音 P. 3383 殘卷ではそれが尤韻にみられるのも、これと符節を合せた現象である。

なお、広韻では東韻平声滂母の小韻「豊」をあらわす反切を「敷空」に作る。「空」は直音字である。完本王韻、「切二」「王二」はみな「敷隆」に作り、「刊本」は「孚隆」に作り、いずれも拗音字「隆」を用いている。⁽⁸⁾これもまた、恐らく唐代中期以後の慧琳音義の状態に於ける直音化(音声的あるいは音韻的な)を反映するものと解される。「五經文字」も、「豊」と同音字である「澧」に対して「孚工」⁽⁹⁾と注し、やはり直音字「工」を下字に用いている。「五經文字」の反映する音韻体系でも恐らく輕唇音が音韻的に独立していたと見られるので、この直音下字もまた、慧琳音義と同様に解釈される可能性をもつわけである。

輕唇音音節の音韻的直音化が全面的に完了する時期については、他の機会に研究しなければならない。

§7.2 註

- (1) §4.2 参照。
- (2) 黃澤伯「慧琳一切經音義反切攷」(以下「反切攷」と略)によって示す。ページとはその丁数。韻母、声母は切韻体系に於けるそれ。
- (3) ?は黃氏が「其有譌誤而不能訂考，率於其下注一疑号」(71丁)として附したものの。反切の後の数字は重見する回数。
- (4) 「反切攷」105丁ウ「矛」字下の注および「長安微母」p. 31~32 を参照。
- (5) 「反切攷」175丁オ

- (6) 「坂」は反切下字として他にも用例がある。「反切攷」152丁ウ参照。
 (7) 慧琳音義の体系では、唇音の下では東屋韻(C類)と鍾燭韻とが合流して一つになっている。
 (8) 周祖謨「広韻校勘記」はこれらに拠って広韻の「空」を「隆」に校訂する(「広韻校本」下、1960年再版本 p. 19~20)。しかし広韻の諸本はこの点に関して異同がない以上、広韻としてはあくまで「空」を正しいと認めるべきである。
 (9) 邵氏論文 p. 222

8 非母と敷母の合流

幫母 /p-/ から派生した軽唇音である非母 /f-/ と、滂母 /pʰ-/ から派生した軽唇音である敷母 /fʰ-/ とは、じっさいにそれらの区別があったかどうか疑われることがある。すなわち、摩擦音に於て無気音と有気音とを区別することは困難と思われるので、非敷両母の区別はじっさいの音声・音韻には存在せず、三十六字母に於ける両母の区別は重唇音での区別に対応するものとして理論的に設定されたものに過ぎない、と見られがちである。これに対して Karlgren 氏は、Maspéro 氏のこのような意見 (phonologie annamite p. 39) をとりあげて、それは全く承認できぬ意見ではないとしながらも、敷母が非母に比べてつよい (fort) f- 音であったことは自然であり、各種の韻書もそれら両母を注意ぶかく区別しているとして、必らずしも両母の区別を否定する意見に従う必要はないとしている。⁽¹⁾

慧琳音義の反切を整理した黄淬伯氏は、非敷両母の通用を示す反切例が4例あることを挙げて、非敷両母を一つの声類(方類)にまとめている。⁽²⁾これに対して周法高氏は次のような異議をと⁽³⁾なえた。すなわち、このような両母の通用例は、全体の反切数からみて極めて僅少な割合を占めるものに過ぎない。さらに、敷母帰字をあらわす反切で非母下字を用いたもの、例えば斐^孚非^非、霏^孚非^非、肺^坊非^非、敷^芳夫^夫、紛^芳分^分などがあり、これらの反切下字はみな非母である。もし慧琳の音韻体系で非敷両母が同音であったならば、このような反切が作られるわけがない。このように周氏は説き、例証として慧琳音義に含まれる非敷両母

の婦字をあらわす反切をすべて掲出している。⁽⁴⁾

周氏の意見は承認してよいと思われる。周氏が掲出するところによると、非母婦字をあらわす反切は 105 種のべ 177、直音は 16 種のべ 18、⁽⁵⁾ 敷母婦字をあらわす反切は 127 種のべ 197、直音は 15 種のべ 21 の多きに達するが、その中、両母の通用を示す反切はわずか次の 6 種（のべ数同）である。

婦字声母	婦字	反切	上字声母
敷	菲	非尾	非
〃	斐	非尾	〃
〃	氛	夫聞	〃
〃	潘	発爰	〃
〃	扮	敷勿	〃
非	封	捧容	敷

また、周氏が挙げるように、敷母反切に非母下字を用いた反切例の存在も注目されるべきである。これらは 19 種のべ 24 に及び、決して例外的な存在ではない。逆に非母反切に敷母下字を用いた反切も、^甫膚^發孚、^翻蕃^翻の 2 種（のべ数同じ）が認められる。

このようにして、慧琳音義の反映する音韻体系では、非母 /f-/ と敷母 /f'-/ とは音韻として区別されていたと考えられる。すなわち、非母と敷母とは輕唇音化ののちもある期間区別が保持されたのである。⁽⁶⁾ これらの区別が失われた時期は何時ごろであろうか。李栄氏によると、⁽⁷⁾ 唐人高彦休の選した「唐闕史」の「李可及戲三教」の条に金剛經の句「敷座而坐」を優人李可及が戯れに「夫坐兒坐」と解した笑話が載っており、「敷」（敷母）「夫」（非母）が同音であったのを示すという。この話は咸通（860～874）年間のこととされるから、「慧琳音義」より半世紀余のちには非・敷両母が合流していたことになる。とすれば、「慧琳音義」の反切にみられる極く少数の非・敷通用例は、もしそれらが後代の加筆や誤写でなければ、慧琳時代の口頭語にも両母合流の傾向があらわれていたことの露出例であるのかも知れない。

§8 註

- (1) Etudes sur la phonologie chinoise p. 553 華訳本 p. 417 を参照。
- (2) 「懸琳音義反切攷」 21丁 ウ～22 オ
- (3) 「玄応反切考」 p. 399～400
- (4) 「玄応反切考」 p. 400～401
- (5) ここでは帰字の違いをも含めて1種と算える。
- (6) 摩擦音に於て有気音と無気音が区別された方言として、最近報告された蕪湖方村方言の例がある（方進「蕪湖県方村話記音」中国語文 141, 1966年第2期, pp. 137～146）。すなわち同方言では、 $f:f'$, $s:s'$, $g:g'$, $q:q'$ のような対立が摩擦音に存在する。但しこれらの有気摩擦音は中古全濁音に由来するもので、 $f:f'$ の対立も非敷両母の違いを反映するものではない。しかしながら、摩擦音に於て無気音と有気音との区別がなされうる実例として興味ふかいのである。また「世界言語概説 下」研究社 1955 所収の矢崎源九郎「ビルマ語」によれば、ビルマ語は通常の s の他に帯気音 sh がある（同書 p. 917）。
- (7) 李栄「切韻音系」ibid. p. 172